

米軍基地関係特別委員会記録
<第3号>

平成30年第7回沖縄県議会（10月定例会）

平成30年10月24日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成30年10月24日 水曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後6時33分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 請願平成29年第6号、陳情平成28年第39号、同第78号、同第117号、同第119号、同第124号から同第127号まで、同第138号、同第153号、同第161号、同第163号、同第167号、同第168号、同第173号、同第175号、同第178号から同第183号まで、陳情平成29年第13号、同第14号、同第20号の4、同第23号、同第25号、同第27号、同第28号、同第31号、同第44号、同第79号、同第81号、同第99号、同第116号、同第117号、陳情第27号、第28号、第70号、第82号、第90号、第91号及び第95号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（6月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 3 平成30年第6回議会乙第1号議案 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例
- 4 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 仲宗根 悟 君

副委員長	親川	敬君
委員	山川	典二君
委員	花城	大輔君
委員	末松	文信君
委員	照屋	守之君
委員	宮城	一郎君
委員	照屋	大河君
委員	新垣	清涼君
委員	瀬長	美佐雄君
委員	渡久地	修君
委員	金城	勉君
委員	當間	盛夫君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	池田	竹州	君
参事兼基地対策課長			金城	典和	君
辺野古新基地建設問題対策課長			多良間	一弘	君
環境部環境企画統括監			棚原	憲実	君
環境部環境保全課長			比嘉	尚哉	君
子ども生活福祉部平和援護・男女参画課主査			前田	昌哉	君
土木建築部土木整備統括監			松島	良成	君
企業局配水管管理課長			石新		実君
教育庁義務教育課長			宇江城		詮君
教育庁保健体育課班長			上地	勇人	君
警察本部刑事部長			島袋		令君
警察本部交通部長			小祿	重信	君

○仲宗根悟委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

平成30年第6回議会乙第1号議案辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例、請願平成29年第6号、陳情平成28年第39号外42件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る6月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部長、子ども生活福祉部長、土木建築部長、企業局長、教育長、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成29年第6号及び陳情平成28年第39号外42件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

池田竹州知事公室長。

○池田竹州知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、お手元の請願・陳情説明資料に基づき、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は継続が1件、陳情は継続が39件、新規が4件、請願・陳情合わせて44件となっております。

初めに、継続審査となっております請願・陳情につきまして、修正した箇所を御説明いたします。

修正した箇所につきましては、下線で示しており、主な修正箇所を読み上げて御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

請願平成29年第6号在沖米軍基地の核兵器貯蔵疑惑に関する請願の項目1及び2、並びに4から7につきまして、2ページの下から4行目になりますが、「また、県は、平成30年6月14日に外務省へ、米軍への事実関係の照会について依頼しましたが、平成30年7月31日に外務省から、今回の依頼を受け、政府から米軍を含む米側に対し、新たな照会を行う予定は無いとの回答がありました。県としては、照会への回答等を踏まえ、施設への立ち入りも含め、今後の

対応を検討してまいりたいと考えております。」に修正しております。

続きまして、説明資料の4ページをごらんください。

陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情の項目1の4段落目の後半部分、5ページになりますが、「その後、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立承認については、留意事項に基づく事前協議を行わずに工事を開始し、是正しないこと、軟弱地盤、活断層、高さ制限及び返還条件などの問題が承認後に判明したことなどから、承認取り消しが相当であると判断し、本年8月31日に沖縄防衛局に対し、公有水面埋立承認取り消しを行いました。これに対し10月17日、沖縄防衛局長が国土交通大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求及び執行停止申し立てを行っております。」に修正しております。

また、14ページの陳情平成28年第124号米軍北部訓練場のヘリパッド建設工事等に関する陳情の項目1から3、及び35ページの陳情平成28年第178号翁長知事及びオール沖縄に対する陳情の項目2及び4につきましても、同様の修正を行っております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の78ページをお開きください。

陳情第82号緑ヶ丘保育園上空の飛行禁止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から3につきましては、平成29年12月7日に発生した米軍機の部品らしきものが落下した事案を受け、事実関係は現在確認中ですが、落下物の表示内容や形状などから、発見された部品は、CH53E等に使用されている部品の可能性が高いと考え、県は、平成29年12月8日に日本政府に対し、事故原因の徹底的な究明と速やかな公表、事実関係が判明するまでのCH53E等の飛行自粛を米側に働きかけるよう強く要請しました。また、県はこれまで、米軍及び日米両政府に対し、普天間飛行場における航空機騒音の軽減などについて要請を行い、その際、学校、病院を含む住宅地上空の飛行を回避するための対策を講じるよう、強く要請してきたところです。県としては、航空機に関連する事故は、一歩間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えており、引き続き情報収集に努めるとともに、あらゆる機会を通じて、米軍及び日米両政府に対し、場周経路及び進入・出発経路の徹底を含め米軍演習のあり方を見直すよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の80ページをお開きください。

陳情第90号CV22オスプレイの嘉手納基地での運用に断固反対する抗議決議

につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1につきましては、嘉手納飛行場においては、F16、F22、F35Aなどの暫定配備に加えて、FA18、F35Bなど多くの外来機が飛来し、地元住民の我慢の限界を超える激しい騒音等が発生しており、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。沖縄県としては、オスプレイの配備に反対であり、配備撤回を求めるとともに、CV22オスプレイの訓練等により基地負担が増大することがないように、三連協と連携し、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対して、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の82ページをお開きください。

陳情第91号E3早期警戒管制機の駐機場移転等を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1につきましては、県では、平成27年度から嘉手納飛行場周辺において、悪臭の実態調査を実施しており、引き続き、実態把握に努めるとともに、日本政府に対して、悪臭の原因特定を早急に行い、駐機場の移転等を含め、有効な対策を講ずるよう求めてまいります。

続きまして、説明資料の84ページをお開きください。

陳情第95号継続審議となっている陳情平成29年第79号の早期採択を求める陳情の処理概要につきましては、85ページになりますが、陳情平成29年第79号項目1及び項目2から4に同じでありますので、説明は省略いたします。

以上、知事公室の所管に係る請願1件、陳情43件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第117号外17件について、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

棚原憲美環境部環境企画統括監。

○棚原憲実環境企画統括監 環境部所管の陳情につきまして、御説明いたします。

環境部所管の陳情は、継続18件、新規1件となっております。

継続審査となっております陳情18件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規 1 件につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の82ページをごらんください。

陳情第91号E 3 早期警戒管制機の駐機場移転等を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目 2 につきましては、米軍航空機からの排気ガスによる大気汚染調査や健康影響等の調査については、基本的に米軍に基地を提供する国の責任において対応すべきものと考えており、平成30年9月に沖縄防衛局に対し、航空機の排出ガスによる大気汚染の実態を把握するため必要な調査を行うとともに、排出ガスに伴う悪臭防止のための有効な対策を講じることなどを要請したところがあります。しかしながら、県としましても実態把握の必要性を認識しており、嘉手納町と連携し、平成27年度から嘉手納飛行場周辺において、悪臭の実態調査を実施しております。平成30年度は町役場に採取容器を常時配備し、臭いが感じられた際に町の職員が採取を行い、速やかに県の衛生環境研究所において分析を行う体制をとっておりますが、ベンゼン等の有害大気汚染物質及び特定悪臭物質について、いずれも環境基準値・規制基準値等を超える値は検出されておられません。県としましては、引き続き、町と連携し実態把握に努めてまいります。

以上、環境部所管の陳情について、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、請願平成29年第6号について、子ども生活福祉部平和援護・男女参画課主査の説明を求めます。

なお、継続の請願については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

前田昌哉平和援護・男女参画課主査。

○前田昌哉平和援護・男女参画課主査 それでは、子ども生活福祉部が所管する請願につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております請願 1 件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、子ども生活福祉部に係る請願処理概要について、御説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 子ども生活福祉部平和援護・男女参画課主査の説明は終わりました。

次に、陳情第70号について、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。
松島良成土木建築部土木整備統括監。

○松島良成土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続1件となっております。

当該陳情につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第178号について、企業局配水管理課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

石新実企業局配水管理課長。

○石新実配水管理課長 企業局関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、企業局に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 企業局配水管理課長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第119号について、教育庁義務教育課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

宇江城詮教育庁義務教育課長。

○宇江城詮義務教育課長 教育委員会関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変

更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、教育委員会に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 教育庁義務教育課長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 4 ページ、陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情について質疑いたします。

せんだっての米軍基地関係特別委員会の中で知事公室長あるいは土木整備統括監からも答弁がありました。辺野古に普天間飛行場の代替施設を建設することに当たり、V字案についてこれまで議論された経緯がないという答弁がありました。もう一度確認いたします。平成18年5月、県と十分な協議がなされないまま閣議決定されたという表現と、さらには、平成18年に前提条件であるところの地元の意向を無視する形で閣議決定がなされ、残念ながら一方的に廃止されておりますと。その上で知事公室長は、V字案につきましても、地元の合意等はとられたものではないという答弁をしておりますが、実際の事実関係は違うのではないですか。

○池田竹州知事公室長 前回、9月臨時会閉会中の委員会の際には、V字案の容認を公約に掲げて当選した県知事はいるかという委員からの質疑の一連の流れの中で答えたものでございまして、V字案について県の同意はとられていないという趣旨でございます。

○末松文信委員 一連の経過を説明しておきますと、平成18年4月にV字案に係る名護市及び宜野座村との基本合意が当時の額賀防衛庁長官との間で締結されております。それから、その5月に2プラス2の共同発表の中で日米ロードマップにおいてV字案で承認されたという経緯があります。そして、V字案に係る沖縄県との在沖米軍再編に係る基本確認書が締結されております。その上

で閣議決定がなされて早急に代替施設の建設計画を策定することが確認されており、そして8月に、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が設置され、以降、いろいろな協議が重ねられてきて今日に至っているという状況でありますけれども、知事公室長が言われるV字案を県が認めた経緯はないということについては、訂正したほうがいいのではないですか。

○池田竹州知事公室長 平成18年5月11日に当時の稲嶺知事は額賀防衛庁長官と意見交換を行い、長官との間で政府案を基本とする在沖米軍再編に係る基本確認書に署名いたしました。しかし、稲嶺知事は会談直後に額賀防衛庁長官と同席した記者会見で「V字案に合意したのか。」との記者からの質問に対しては、「いいえ、全く違います。」と答え、V字案への合意を明確に否定しております。同年、6月29日の県議会6月定例会におきましても稲嶺知事は「基本確認書では県と政府の立場の違いをお互いが踏まえた上で継続して協議を行うことを確認したものであります。県と政府との間で協議をする場合は、この考え方が基本であります。したがって、政府案のみを前提とする協議には応じることはできません。」と答弁しております。

○末松文信委員 しかしながら、そういう確認書が交わされた上で2プラス2も開かれておりますし、V字案の承認に至っておりますし、それを基本としてその後いろいろ進めてきて、普天間飛行場の代替施設の移設に係る措置に関する協議会の中で稲嶺知事の後、仲井眞知事に引き継がれてずっと協議を重ねてきております。そうすると、この協議はV字案について承知していないまま協議を重ねてきたということになるのですか。

○池田竹州知事公室長 引き継がれた仲井眞知事もV字案について明確に合意というようなことをおっしゃったことはなかったと考えております。また、2期目におきましては、公約で県外というような形で選挙に臨まれたと考えております。

○末松文信委員 そういうことは言わないほうがいいと思います。仲井眞知事は埋立承認をしたのです。どういう計画の埋め立てを承認したのですか。

○池田竹州知事公室長 当時、仲井眞知事は公有水面埋立法に従い埋め立てを承認したとおっしゃられていたかと思えます。その後、辺野古埋め立てに反対する翁長知事、玉城知事が誕生したという形で少なくとも今の県政においては、

V字案について認めているものではないと考えております。

○末松文信委員 この間、認めた経緯はないとおっしゃるので、そこは訂正したほうがいいのではないかとやっているわけです。最終的に仲井眞知事がV字案での計画の埋立承認をしたことは、V字案であることは認めているのです。違いますか。

○池田竹州知事公室長 詳細については後ほどきちんと確認しますが、仲井眞知事もさまざまな会見で公有水面埋立法の埋め立ての要件に合致して承認をしたという形で、V字案だから認めたというような発言をされたことはなかったように覚えております。

○末松文信委員 今の発言ですが、埋立申請を受けていろいろな審査をした結果、承認に至ったと思いますが、その審査の経過の中でV字案は念頭になかったのですか。

○松島良成土木整備統括監 当時の埋立申請につきましては、設計の概要、図面等についてはV字案で申請があったと。土木建築部としては、その内容の審査を公有水面埋立法の要件に従って審査し、承認が妥当ということで承認したという経緯がございます。

○末松文信委員 ですから、国土利用計画法に基づいて、埋め立ての土地利用が主眼になるわけです。普天間飛行場の代替施設の建設用地としての土地利用です。これがわからなかったという話はないと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○松島良成土木整備統括監 当時の申請につきましては、図面の描かれた内容について、その内容が公有水面埋立法の要件にのっとっているかどうかを審査して、承認をしたという経緯でございます。

○末松文信委員 そのような中途半端な答弁をせずに、きちんと目的が設計図書に表示されているので、それをなぜV字案と言わないのですか。

○松島良成土木整備統括監 設計の図面にはV字案での書面になっております。

○末松文信委員 知事公室長はどう捉えるのですか。今の土木整備統括監の答弁がありながら、まだ県としてはそれを認めた経緯はないということをおっしゃるのですか。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますが、当時の仲井眞知事も公有水面埋立法の要件に適合したから承認をしたというように述べておられたと覚えております。

○末松文信委員 ですから、公有水面埋立法に適合したということは、今、土木整備統括監からありましたように、V字案でやるということが表記されていて、環境アセスもそうなっているわけです。飛行場としての環境アセスをやっているわけです。違いますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 V字案に係る環境影響評価は、飛行場事業としての環境アセスと埋立事業としての環境アセスの2つが行われておりますが、飛行場事業につきましてはV字案ということで、環境影響評価の手続が行われたという経緯がございます。

○末松文信委員 それで知事公室長も答えてください。知事公室の中でそういう見解が出ているにもかかわらず、なぜ知事公室長はそう答えないのですか。事実関係を無視するのですか。これは結論を言わないときょうは終わりません。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますが、当時の仲井眞知事は公約違反とのいろいろな御質問に対して、法律に従って判断したということで公約違反というものには、たしか当たらないと答えられていたかと思えます。V字案をそのまま承認したかと言われましても、公有水面埋立法の当時の判断に従って承認はされたと考えております。

○末松文信委員 埋立申請の中で言われている滑走路。この埋立承認に係る部分については、滑走路が主体と思っておりますが、その件について土木建築部の見解を伺います。

○松島良成土木整備統括監 普天間飛行場の代替施設としての位置づけでの公有水面埋立で、その代替施設に当たる全ての施設が対象になって審査をしてお

りますので、滑走路もその対象になっていると考えております。

○末松文信委員　そこで知事公室長、もう一度答弁をしてください。これはきちんとやらないと本当に終わらないですよ。これはこれまでの2プラス2も含めて全部否定することですので、聞いているのです。

○池田竹州知事公室長　仲井眞前知事が公有水面埋立法にのっとり埋立承認をしたことは事実でございます。

○末松文信委員　その中にはV字案の滑走路が含まれていましたよね。

○池田竹州知事公室長　埋立承認の中にはそういったものもあるものと考えております。

○末松文信委員　そういったものとは何ですか。きちんと答えてください。そういったものという表現がありますか。

○池田竹州知事公室長　今、委員がおっしゃったような、いわゆるV字案も含まれているものと考えております。

○末松文信委員　ということは、承認の中に含まれているわけですから、沖縄県はV字案については認めて承認してきたということですよ。

○池田竹州知事公室長　繰り返しになりますが、仲井眞県政時代において、公有水面埋立承認を行ったことは事実でございます。

○末松文信委員　もう一度確認しますが、沖縄県は普天間飛行場の代替施設の移設先でありますキャンプ・シュワブに隣接する埋立地を造成するに当たっての滑走路のV字案について、これは県としてもしっかり埋立申請の中で承認したと受け取ってよろしいですか。

○池田竹州知事公室長　平成27年の埋立承認時におきましては、普天間飛行場の代替施設として滑走路機能も有する埋立承認が行われたものと考えております。

○末松文信委員 そうであれば、去る10月10日の委員会における知事公室長の答弁についてはそごがあると思いますので、訂正をお願いします。

○池田竹州知事公室長 先ほども申しましたが、V字案の容認を公約に掲げて当選した県知事はいるかという御質疑がありまして、その一連の中でV字案について県の同意はとられていないとお答えしたところでございます。埋立承認につきましてという形であれば、そこは訂正したいと思います。

○末松文信委員 先日の委員会ではこのように答えております。「先ほどの稲嶺知事時代の受け入れ条件につきましても、残念ながら、それらの閣議決定は廃止されているという事実がございます。その後のV字案につきましては、地元の合意等がとられたものではないと考えております。」と。そのように言われておりますが、これは合意を経て今日に至っているわけです。地元名護市は基本合意に調印して、その上で進んできていますので、地元の合意はとられているわけです。地元の辺野古についても、条件つき容認ということで進んできています。それも否定するのですか。

○池田竹州知事公室長 平成18年4月7日に防衛庁長官と当時の市長との間で基本合意がなされたことは承知しております。しかし、その後、名護市におきましては、平成22年1月24日の名護市長選挙で辺野古移設反対を掲げた稲嶺氏が当選し、同市は政府に対して日米合意の見直しと県外移設を求めるなど、2期8年にわたり辺野古に基地はつくらせないという公約を維持しております。その後、稲嶺市政においてはそういったものは反対というような形で民意を得られたものと考えております。

○末松文信委員 皆さんはよく民意についてお話ししますが、地元の民意についてはどう理解していますか。地元が合意してきたものは合意してこなかったという表現をするのですか。当時の島袋市長もそうですし、宜野座村長もそうですし、東海岸の首長の皆さんもみんなそういったことでは話し合いをした上でああいう結論を得ているわけです。しかも、地元辺野古も条件つきで賛成ということでみんな合意に至ったわけです。そのことは経過の中でもきちんとこれに基づいて日本政府とアメリカ政府も協議して進んできているわけです。ですから、このことを否定されると、これに携わってきた一人として非常に問題だと思っているので、そのように言っているのです。ですから、地元は合意してきた経緯があることは認めますか。

○池田竹州知事公室長 今、委員がおっしゃるように、平成18年4月の合意というのはございました。その後、平成22年に名護市長として稲嶺氏が辺野古反対を掲げたということがございます。経緯としてはそのようになりかと思えます。

○末松文信委員 この間、V字案について知事公室長は地元との合意形成が図られたことはないというような発言をされていましたが、本日の委員会の中でこれまでの経緯で地元は合意してきたということをお認めいただきましたので、私の質疑はこれで終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 4ページ、陳情平成28年第39号の辺野古新基地建設に係る陳情の中で、処理概要が「沖縄防衛局長が国土交通大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求及び執行停止申し立てを行っております。」ということに変わっておりますが、今後どうなりますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 県が8月31日に行いました公有水面埋立承認の取り消しに対しまして、沖縄防衛局が10月17日に行政不服審査法に基づく審査請求及び執行停止の申し立てを行ったところでございます。これにつきまして、国土交通省から県に対して執行停止申し立てに対する意見書の提出を求める意見照会が来ております。これに対して県として意見書を作成しまして、本日送付する形で今、作業を進めているところでございます。

○照屋守之委員 このやりとりをしながら、やはり司法判断、裁判所の判断に委ねるという方向になりますか。

○池田竹州知事公室長 沖縄防衛局が国土交通省に審査請求等を行っております。私どもは先ほど辺野古新基地建設問題対策課長からありましたように、その意見書一期日は10月25日で、あすまでに意見書を提出するという通知が来ておりますので、今はその発送といえますか、準備をしているところでございます。その後、国土交通省において申請と私どもの意見書を踏まえて審議がなされるものと考えております。司法的な面につきましては、今後どうなるのか現

時点ではまだ確定しておりませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○**照屋守之委員** 埋立承認の撤回をするときに、こういうことをすると国はどのような形でやっていく、そして県はどうするというさまざまなシミュレーションをこれまでの経緯も含めてつくっていると思います。県はどういう対応をしていくのですか。

○**池田竹州知事公室長** 審査請求の申し立てについては、3年前の最初の取り消しのときも国は同じような形で対応されておりました。私どもは今回の国の申し出につきましても分析をしまして、国土交通省に意見書としてきちんと提出させていただくことにしております。

○**照屋守之委員** 結局は裁判になると思います、司法判断に委ねるという。ですから、全く同じことを繰り返すわけですよ。結局これは解決に向かっていくという、客観的に見てもそう思います。今、玉城知事が就任されて、盛んに対話ということをおっしゃっていますが、今の手続を踏まえながら対話も含めてやっていくのか、これがどういうことになっていくのか、その御説明をお願いしますか。

○**池田竹州知事公室長** 辺野古の代替施設につきましては、20年以上前に計画ができたものでございます。その後さまざまな変化がございまして、例えば海兵隊の大規模なローテーション配備なども20年前の時点では行われていなかったものでございます。特に、ことしになりまして、北朝鮮と米国との間で核廃絶を含む話し合いが懸命に行われているところでございます。そして、東アジアの安全保障環境が変われば米軍の配備計画にも影響し得る可能性はあるものと考えております。そういったところも踏まえて玉城知事は辺野古が唯一という形ではなく、話し合いを持ってほしいと述べたところでございます。

○**照屋守之委員** 話し合いというのは、一方的に県のことを要求していくことが話し合いですか。県が辺野古反対、つくらせないことを伝えていくことを話し合いというのですか。

○**池田竹州知事公室長** 先ほど述べたように、安全保障環境というのは20年の間で大きく変化しておりますし、ことしに入りましてもかなり大きく変化して

おります。その辺も踏まえて本当に辺野古の代替施設が必要なのかというようなところから話し合いを求めていく形になろうかと思えます。

○照屋守之委員 今、知事公室長が述べたことは、知事公室長のお考えですか。県の立場ですか。話し合いというのは一方的な要求ではありません。話し合いをするというのは、話し合いをする相手がいて、相手の立場も理解する、そして我々の立場も理解してもらい、県と国の立場を理解した上でどうしますかというのが話し合いではないですか。勝手に世界の環境も変わっているからという論法で、だから辺野古はつくらなくていいと。これは話し合いとは言いません。世界の環境が変わったということであれば、中国はどのようなのですか。東シナ海とかでああいうことをやっているのはどういうことですか。ですから、全然ピント外れなことを持ち出すと、これは問題解決につながらないのです。国がこれまで20年間やってきたこと、そこを理解した上で沖縄県はこういう立場ですと。共通理解のもとにこの問題を解決するように話し合いをしましょうというのが対話ではないですか。

○池田竹州知事公室長 政府の立場—辺野古を推進していくというお考えにつきましては、知事と安倍総理、菅官房長官との面談の際にも改めて示されました。ただ、それだけで終わることではなく、やはり安全保障の環境というのは、かなり状況が変化しております。今、私が述べた北朝鮮情勢につきましても、ことしの3月に当時の翁長知事が出席したシンポジウムでペリー元国防長官がおっしゃったことでもございます。そういったところを踏まえて改めて話し合いを求めていく形で発言したものと理解しております。

○照屋守之委員 ですから、辺野古推進という一点だけを捉えて話し合いが成り立つというものではありません。国からすると、平成8年の普天間返還は、当時の橋本総理が決めていることなのです。安倍総理が意思決定をしております。ですから、普天間飛行場の返還問題が沖縄県から要求されて、米国と協議を調べて返還を合意しましたというようなところも含めて、相手の立場も理解しながらやらないと、問題は基地の整理縮小です。過重な負担を県民に与えており、これではいけないということで、普天間飛行場の返還が合意されたことは奇跡的だと聞いております。そして、ずっと歴代の総理も含めて、国も含めて取り組んできた部分をしっかりとお互いで確認しながら、県も国の立場や県の立場も含めて当時の岸本市長、島袋市長が容認をしてきました。そしてお亡くなりになられた翁長前知事が自民党県連幹事長時代に容認してきた経緯も含

めてどうなのかということ話し合うことが対話ではないですか。今、向こうは辺野古推進と言っているという、これでは対話になりません。問題は、この辺野古問題をどう解決するか、普天間問題をどう解決するかという視点に立って話し合いをしないと、この問題をただ表面的な部分だけで物事を進めようとすると問題は解決しません。今の法的な手続が進められている部分と一せっかく玉城知事は衆議院議員もこれだけなさって、民主党政権のころは直接そういう辺野古問題を解決する立場にいたわけですので、その経緯は十分知り尽くしていると思います。ですから、どういう対話をするのですかということについて、もう一度お願いします。

○池田竹州知事公室長 政府の立場、そして県の立場は今それぞれ委員がおっしゃった面もございます。そして、二十何年の間に安全保障環境を取り巻く状況もかなり変化しているものと考えております。これは専門家あるいは防衛に携わった米国の長官なども述べているところでございます。そういった認識も含めて話し合う機会はずいつくっていただきたいと述べたものと理解しております。

○照屋守之委員 今のように辺野古反対一辺倒という形で話し合いをすると、向こうは辺野古推進ですから話し合いができませんよね。ですから、この問題を解決するという視点に立てば、おのずと道は開けていきます。そうすると当然、代替施設とか別の案はどうですかと。あるいは、条件はこうですというさまざまな解決のための話し合いができるわけです。今、知事公室長のお話を聞いていても、反対をずっとこちらに持ち続けながら対話しようと思ってもこれはだめだと思います。どうすれば解決できるのか、今御指摘のように安全保障について議論していくこともいいのではないですか。ですから、対話をするときにお互いの立場をしっかりと踏まえて、先ほどからありますように歴史もきちんと捉える。先ほどの答弁を聞いていると、知事公室長と土木建築部の考え方も事実を隠すような表現をしていましたが、これは共通認識がないとだめです。共通認識を持った上で、今はこうですという主張をすればいい話なのです。我々とはとにかく対話で解決してほしいという強い思いがありますが—これは以前から言っていることですが、何とか対話によって解決できるという道筋を重点的につくってもらえませんか。

○池田竹州知事公室長 玉城知事も総理や官房長官と面談した際に、立場の違いはあるにしても、引き続き対話をお願いしたところですので、それにつきまして、

辺野古の問題について明確に対話を続けるという回答は直接はなかったものの、官房長官からは対話的なものは必要だとおっしゃられた面もございます。この辺は今後改めて、知事が総理あるいは官房長官とお会いした際にもう少しきちんと対話ができるような環境に向けて努力は続けていきたいと考えております。

○照屋守之委員 そのときに非常に重要なことは、先ほど申し上げたように、対話というのは相手の立場を尊重して、お互いが相互理解のもとにやらないと何の意味もないわけですが、非常に気になることは、撤回に対して翌日ですか、知事が強く国を批判していますよね。やはり対話で解決しようということですから、批判し合ったら対話はできません。玉城知事も自分で対話と言いながら、堂々と相手を批判するということになりまして、基本的に対話が成り立たない環境をつくっているということですから、そこは今後相当気をつけてやったほうがいいと思います。対話が成り立ちませんので。先ほど申し上げたように、これはお互いで国の立場も理解する、県の立場も理解をしてもらうという前提でないと、対話というのは成り立ちませんので、ぜひそのことは念頭に置いていただきたいと思っておりますし、それは知事にもしっかりとお伝えしていただきますようお願いいたします。

普天間飛行場の問題ですが、これは一番最初の取っかかり一普天間返還要求は、いつ沖縄県から国に対して出されているのですか。それを具体的に教えていただけませんか。恐らく平成7年か、平成8年当時だと思いますが、どういう場所で返還要求がなされましたか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 経緯だけの話になるかもしれませんが、沖縄県における米軍基地の整理縮小につきましては、昭和47年1月に在沖米軍区域施設の整理縮小に関する共同発表が行われたところがございます。ただ、整理縮小が目に見える形で進まなかった中、平成7年9月に米軍人による少女暴行事件が発生しました。それを契機としまして、米軍基地の整理縮小が進められ、平成8年にS A C Oの最終報告という形がなされ、その中で普天間飛行場の全面返還というものがなされたという経緯的には理解しております。

○照屋守之委員 私が聞きたいことは、大田知事がいつどのような形で国に対して普天間の返還要求を行ったのか。その日時と場所、そしてどういう内容だったのかも含めて教えてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 平成6年4月にウォルター・モンデール駐日米国大使に対し、普天間飛行場の返還を要請しております。それから平成7年、少女暴行事件が起きた後ですが、当時の村山総理と大田知事が初会談しまして、その中で米軍基地の整理縮小、地位協定の見直し等について要請しております。そして、同じ年の11月24日にも村山総理と大田知事の2回目の会談が行われております。平成8年になりますと、1月23日に大田知事は橋本首相と会談しまして、基地の整理縮小など5項目を求めています。あと、同じ平成8年3月22日に大田知事は橋本総理と会いまして、普天間飛行場の早期返還を求めているという形になっております。申しわけありませんが、今現在確認できているのはこれだけの情報でございます。

○照屋守之委員 1995年11月25日の沖縄米軍基地問題協議会で大田知事が普天間飛行場の返還を政府に要求しているということもありますが、これも事実ですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 平成7年11月25日、沖縄米軍基地問題協議会の初会合が開かれまして、大田知事は基地の整理縮小、日米地位協定の見直し、騒音防止協定の早期締結、基地被害の未然防止と完全保障、三者連絡協議会の活性化の5項目について要請しております。

○照屋守之委員 その次の年の平成8年2月11日、臼井防衛庁長官に普天間飛行場の返還について直接大田知事からということですが、これも事実ですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 手元にある資料によると、平成8年2月11日、県庁に臼井防衛庁長官が来県の際に訪ねまして、大田知事と会談を行っております。その席上で大田知事は基地の整理縮小あるいは基地問題の解決策を要請したという形になっております。

○照屋守之委員 普天間飛行場の返還も含まれているわけですね。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 席上、大田知事は普天間飛行場の返還を含む基地の整理縮小を要望したとのことでございます。

○照屋守之委員 同時に、この日、県庁に大田知事を訪ねて来た米海兵隊総司

令官に対しても普天間飛行場の返還を含む基地の整理縮小を要請したということですが、これも事実ですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 アメリカ海兵隊総司令官チャールズ・C・クルラク大将が来県しまして、県庁に大田知事を訪ね会談を行ったと記録されております。

○照屋守之委員 ということは、普天間飛行場の返還については、沖縄県側から要求して、それに日本政府、米国が応えて決まったという理解でいいですか。

○池田竹州知事公室長 先ほど、辺野古新基地建設問題対策課長からもありましたが、少女暴行事件の前の要請の中にも普天間飛行場の返還—普天間だけではなく、さまざまな米軍基地の返還が含まれておりますが、そういった一連の時期から普天間飛行場の返還要請を続けてきて、それが最終的に政府との調整で普天間飛行場の返還という形に結びついたものと考えております。

○照屋守之委員 沖縄県からの普天間飛行場返還の要求、基地の整理縮小ということを受けて、平成8年4月12日の橋本首相とモンデール駐日米国大使との対談で5年から7年以内に返還することが決定されたということですね。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 手元にあります資料の経緯によりますと、平成8年4月12日に橋本総理大臣が首相官邸でモンデール駐日米国大使と共同記者会見を行いまして、普天間飛行場を5年ないし7年以内に全面返還することに合意したということが発表されております。

○照屋守之委員 まず最初に、沖縄県から返してほしいと要求して、それに日本政府、アメリカ政府が応えて返還が決まったということになりますと、要求した沖縄県の立場というのが明確になりますよね。それを受けて名護市で動きがありまして、当時の比嘉市長が受け入れをして辞意を表明するとか、あるいは岸本市長が誕生して受け入れをしていくとか、あるいは島袋吉和市長が誕生してV字型に決めていくとか、あるいは稲嶺市長が誕生して反対をするということにつながっています。最近では仲井眞元知事が埋立承認をして、前知事がその埋立承認を取り消し、平成28年12月26日に埋立承認取り消しを取り消しして、埋立承認が復活して工事が進み、さらにまたそれを撤回してという、そういう経緯、歴史があるわけです。そうなりますと、沖縄県から要求して、日米

が返還合意をして進めてきて、地元の名護市の同意も得ながら、辺野古の同意も得ながら進められてきたと。そして、歴代の県知事もそれに同意して進められてきたということを考えていくときに、この問題は一体全体どういう形で解決していいのかということを素直に考えるわけです。これまで沖縄県が要求して日米合意にこぎつけてやってきたという経緯も含めて考えていくと、この経緯と歴史的な事実を無視しては問題解決はできないと思っておりますが、これまでの事実、経緯についてはどうお考えですか。

○池田竹州知事公室長 委員御指摘のように、沖縄の米軍基地の返還に向けての動きというのは長いいろいろな動きがございます。その中で特に普天間飛行場の返還については、さまざまな経緯をたどってきたことは事実であると考えております。

○照屋守之委員 この事実を無視して、今、反対だからつくらせないだけでは物事は動きませんよね。翁長前知事は反対をしながら、結局のところ平成28年12月26日に埋立承認取り消しを取り消して承認した形になり、工事が再開して進められているわけです。表向きは反対をする、一方では工事を進めさせるということが実態ではないですか。ですから、そういう歴史、翁長前知事がなさってきたこと、そして沖縄県の行政がどういう対応をしてきたかということも含めて問題解決を考えていかないと、いきなり新しい代替施設をつくるからそれが賛成、反対ということにはならないわけですよ。これは沖縄県の責任としてどう考えていますか。

○池田竹州知事公室長 委員御指摘のことは県民投票条例の件も含むのかと思っておりますが……。

○照屋守之委員 それは含みません。余計なことは言わないでください。

○池田竹州知事公室長 今、県の立場としましては、翁長県政、玉城県政と引き続きまして辺野古に基地はつくらせないという形での政策を掲げているところでございます。

○照屋守之委員 先ほど申し上げましたように、翁長前知事の4年間の辺野古に基地をつくらせないということを柱にした行政運営をもとに私は言っているのです。これまでの経緯も含めてずっとつくらせないと言いながら、埋立承認

の取り消しを行ったのも翁長前知事。そして、その取り消しを取り消したのも翁長前知事。埋立承認を認めたのも翁長前知事です。それによって工事が進められているわけです。ですから、つくらせないということになれば、今まで翁長前知事がなさってきたことも総括して、玉城知事が新たにそれを踏まえてこれまでの平成6年、平成7年のころからの歴史的な経緯も含めて考えていかないと、ただ単につくらせないと言ってもこれはそれぞれの名護市のその当時のリーダーたち、辺野古の皆様方、あるいは沖縄県のリーダーの皆様方がそういうことを踏まえて対応してきた、この20年という歴史がつくられているわけです。ですから、それを無視しては、この問題は解決できないと言っているのです。ですから、つくらせないにしても玉城知事がこれまでの経過も含めてどういう形で対応するのかということが非常に大事だと思いますが、どうですか。

○池田竹州知事公室長 委員御指摘のとおり、玉城知事自身、国会議員も9年間されておりまして、辺野古の移設についてはかなり詳しいという印象は受けております。そのような歴史的なところも踏まえつつ選挙で辺野古新基地はつくらせないという公約を掲げて県知事になられたものと考えております。

○照屋守之委員 とにかく、これは先ほどから申し上げておりますように、沖縄県みずから普天間飛行場の返還を要求して、それを受けて国とアメリカ政府が合意をして決まったという事実があって、これまでの経緯がずっと刻み込まれていくわけです。我々が沖縄県から要求したにもかかわらず、またそのような手順で20年間も進んできたにもかかわらず、沖縄県が求めたことを無視してつくらせないということは、行政としてもこれは国と県の信頼関係も含めてなかなか厳しいと思います。そして、これは先ほど言いましたように、橋本総理から始まって、私どもは自民党におりますが自民党の歴代総理がどう変わっていったかをまだ具体的に把握はしておりませんが、いずれにしても今の安倍総理に至るまで自民党のリーダーもかわりましたが、これは変わりません。一方で、民主党にかわってもこれは変わらないという歴然たる歴史があるわけです。ですから、この問題を解決しようとする、やはり今までのやり方と変わったやり方をしていかないと、最終的に裁判で決着をつけて、それに従っていく方法を玉城県政も選択していくのかという思いがありますが、いかがですか。

○池田竹州知事公室長 そのような歴史的経緯が一SACO合意のときには撤去可能という形の案が紆余曲折といえますか、さまざまな経緯を経て今の形に

なったという長年の経緯が持つ重みも理解はいたします。ただ一方で、辺野古の埋め立てについては、オスプレイの配備とあわせて建白書というものが県内の総意としてまとめられた経緯もございます。その建白書の精神を受け継いで活動するというのが翁長前知事から玉城知事に至る今の基地問題の基本的な考え方でございます。そのような考え方は考え方として玉城知事は対話を引き続き求めていくという立場で、そこは政府に引き続き求めていきたいと考えております。

○照屋守之委員 今ここで知事公室長からオスプレイ配備反対の建白書ということですが、私はオスプレイ配備反対のときの事務局次長をやっておりまして、実はこの建白書については、本来はオスプレイ配備反対ということでの対応なのですが、いつの間にかこのような形になっています。要するに、我々は県民大会をその後の政治的なものに使ってはならないという思いがありました。ところがあれを境に事あるごとにこれが使われていて、あげくの果ては今御指摘のように行政もそういうことを言い出しています。私が言っていることは、事実関係できちんと我々沖縄県が国に対して普天間飛行場の返還を求めたわけです。それを求めているので我々にも責任があるわけです。それに伴って国も対応してきましたし、名護市、辺野古区、県政も対応してきたという歴史的な事実も含めて求めてきた責任として、これはしっかりやるべきだろうという思いがあるわけです。ところが皆様方がおっしゃるように、北朝鮮も変わりました。そして、建白書もありますねということ、これは少しおかしなことで、事実関係に基づいてそのようなことをやっていかないと、一部の今のような形で感情的に物事を片づけようとする、物事は解決しません。私が申し上げたいことは、こういう経緯の中でどう解決していくのかということをしっかり踏まえた上で対応してもらいたいということと、本来は、歴代の県政も含めて日米合意がだめだと言うのであれば、反対、賛成をする前にそれを一度白紙に戻すとか、そういうことがこの経緯の中で必要だったのだらうと思っています。ところが、歴史的な経緯を見ても、やはり沖縄県が国に要求してきたという、恐らくそういう責任も含めて日本政府とアメリカ政府が合意をしたという沖縄県側、名護市も含めてそういうこともあって苦渋の選択で当時の比嘉市長が引き受けておやめになったわけですね。政治生命をかけた決断ですね。ですから、そういうことがある中で日米合意の見直しがこの歴史の中で一度でも議論されて対応したことがありますか。

○池田竹州知事公室長 SACO合意の後、SACO合意の計画が中心になる

うかと思いますが、基本的に当時の稲嶺知事、その後の仲井眞知事、翁長知事ともSACO合意は沖縄の負担軽減につながるということで着実に推進するべきという立場であったかと思います。

○照屋守之委員 ですから、沖縄県はそういう立場でずっときているわけです。この日米合意については、これはけしからんという形で沖縄県が要求しましたが、意にそぐわないということでしたらそのもの自体を白紙に戻せばゼロからスタートできたわけですよ。ところがそうはせずに、ずっとそれに対して反対、賛成、やむを得ないというような議論をやってきたわけですよ。これは20年続いてきたわけですよ。20年続いてきて、国の立場からするとどうなのかという話なのです。日米交渉も含めて大変なことをやっけてきているわけですよ。これはどういうことを意味するかというと、沖縄県の要求に応えるためです。普天間飛行場を返還して、基地の整理縮小を図るために国は20年間やっけてきているわけですよ。そうではないですか、違いますか。普天間飛行場の返還、沖縄県の基地の整理縮小のために国はやっているわけですよ。

○池田竹州知事公室長 SACO合意そのものにつきましては、翁長県政、玉城県政も進捗については進めているところです。SACO合意事案についてことしの3月末で4449ヘクタールが返還されていることについては、一定の評価をしております。SACO合意そのものにつきましては、反対しているわけではございません。ただ、その中の普天間飛行場については、もともと当初は撤去可能なものが今は大きく変わっている、県民も普天間の代替施設としての辺野古の埋め立てについては賛成できないということで、それが今回の玉城知事の誕生にも結びついたものと考えております。

○照屋守之委員 私が聞いていることはそういうことではなく、国は沖縄県の求めに応じて普天間飛行場の返還、沖縄県の過重な基地の負担を縮小する、基地の整理縮小のためにこの問題に取り組んでいるのではないですか。

○池田竹州知事公室長 SACOの最終報告に基づいた返還計画につきましては、国に取り組んでいただいていると考えております。ただ、繰り返しになりますが、普天間飛行場の代替施設につきましてはさまざまな経緯を経て、翁長県政、玉城県政については、辺野古にその代替施設をつくることには反対という立場をとっているというものです。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時23分再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 これまでの経緯も含めていろいろ確認をさせていただきましたが、最後に1点だけ、実は午前中に申し上げましたが、辺野古、普天間問題については、普天間飛行場の返還、それに伴って沖縄県の基地の負担軽減あるいは整理縮小、もう一つは危険性の除去、そういう視点で取り組みがなされていると理解をしておりますが、この認識について県はどうですか。

○池田竹州知事公室長 普天間飛行場の問題も含めてSACO合意事案というものができたものと思っています。それによって基地の返還が進んでおり、その後、統合計画で嘉手納以南の返還もあわせて基地の整理縮小につながっていく一つの柱になろうかと思えます。

○照屋守之委員 再度確認いたしますが、基地の整理縮小、負担軽減、危険性の除去のために取り組みがなされている。このことは共通の理解としてよろしいですか。

○池田竹州知事公室長 これまでも基地負担軽減のために、SACOあるいは嘉手納以南の整理縮小は着実に進めていくべきという形でお答えしているところでございます。

○照屋守之委員 今回、過去の事実も含めて再度確認をしながらこの問題に取り組んでおりますが、基地の負担軽減、整理縮小というものについては、国も同じような共通認識だと思っておりますので、ぜひ対話によってこの問題が解決できるような取り組みをお願いしたいと思います。私は自民党所属の議員でもあります。やはりこの問題はただ単にいい、悪いということでは片づけられないものではないと思っております。やはり県民の思いといいますか、そういうところにも我々が寄り添っていかないと難しいのかと。そういう思いもありま

して、我々も政権政党に属している人間の一人として、20年間この問題が解決しなかった根本要因、沖縄の歴史的な経緯あるいは現状、県民の思い、感情というところも含めてしっかり酌み取っていかないと、ただ単に表面的に解決していく形は難しいだろうという思いがあります。ぜひ国とはしっかり県民の思い、感情も含めた形での話し合いによってこの問題が解決できるように、私も一議員としてこれまで至らなかった部分やそういう思いというものをしっかり酌み取りながら一緒に問題解決ができるかと思っていますので、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 78ページ、陳情第82号、緑ヶ丘保育園上空の飛行禁止を求める陳情についてですが、物が落ちてきて自分たちが落としたものではないと米軍は言っていますが、その後の調査はどうなっていますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 昨年、部品落下がありまして、私たちもどういった進捗状況かということをお県警には逐次確認をするようにしております。県警によると、現在、防衛本省とも連携して調査に取り組んでおり、今は調査中ということでの回答しかない状況です。

○新垣清涼委員 調査中ということですが、落下してきた部品と申しますか、カバーは今どこが持っていますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 当初、部品が落ちたときに現場から捜査のために県警が警察署に持ち帰って確保しているところまでは確認いたしました。それから大分時間がたっています。まだ捜査中という情報ですので、私見的な話ですが、警察署で保管されていると考えております。

○新垣清涼委員 皆さんが問い合わせをしているときに、ただいま捜査中というのが何月何日時点の捜査中なのか、例えばきのう現在までに新しい変化はないのか。要するに、問い合わせをしたときから時間経過がどれぐらいたっているのかが知りたいのです。

○金城典和参事兼基地対策課長 直近の確認で言いますと、10月16日火曜日に

直接沖縄県警察本部に確認をしております。捜査の進捗状況としては、進展はないと。引き続き、防衛本省とも連携してしっかりと調査に取り組んでいくという確認をしております。

○新垣清涼委員 そのカバー自体は皆さんはごらんになったことがあるのか、まずはその確認をお願いします。

○金城典和参事兼基地対策課長 そのときの記憶でお話しいたしますが、実際カバーが落ちたときにそういう情報がありましたので、職員を直接現場に向かわせました。そして、担当が直接物を確認しております。さらに翌日、富川副知事と私が直接米軍に出向き、状況を説明していただきました。そのときに米軍が落下したと思われる部品と同じものの機種といいますか、プラスチックの部品でしたが、それでこういう状況でこういう使われ方をしているという説明は受けております。

○新垣清涼委員 その部品がCH53Eに使われているものと同じものであるということは認めていますよね。その部品は、市販で普通に誰でも購入できるものなのですか。その辺を調べたことはありますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 落下したと思われる部品について、大きさは10センチメートルぐらいのものですが、一つの航空機に対してCH53Eであれば7個ついています。なぜかと申し上げますと、ブレード一上についている羽根ですが、その羽根に1個、1個ついているという部品になります。その部品の発見後、実際これが例えばインターネットで入手できるのかとか、またはネット販売などがされているのかということですのですぐに調査をいたしました。私たちが調査をした中ではネット販売でそういった部品は見当たらないという状況でございました。

○新垣清涼委員 要するに、市販はされていない、そしてネットでもなかなか一般では入手できないとなると、やはりこれはヘリを運用している米軍しか必要がないわけですね。そうすると、当然、CH53Eヘリが飛行しているときとか、あるいはそれを操縦しているといいますか、整備に従事している人しか持ち出せない。それからすると、ヘリから落としたのか、あるいは関係者が持ち出してそこに投げ込んだのか、どちらかしかないと思います。そういう意味でやはりここら辺はもっと沖縄防衛局あたりがしっかりと米軍に調査をして

もらうと。ですから、その在庫の確認です。在庫の確認はきちんとやられているのかどうか、その辺の聞き取りなど確認はしていますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 部品落下当時、米軍から型番は米軍が使っている部品と一緒にという説明を受けましたが、自分たちが確保すべき数はそろっている、その部品については米軍のものではないというような説明をされていて、何度か私たちも確認しましたが同じような回答でありました。

○新垣清涼委員 米軍は、自分たちの倉庫にある数は全部そろっていると答えているかもしれませんが、それについてその確認は一要するに、100個であれば100個という形でその確認を第三者といえますか、日本の警察でもいいですが、捜査当局は確認していますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 委員がおっしゃるように、例えば航空機単体であればたしか7個だと思いますが、それ以外にCH53Eは数機ありますので、総トータルで幾つあるのかと。一方、その部品がいつごろ入荷されて、いつごろ廃棄されたのかという部品の経過といえますか、そういったところまで調べた中でその部品が米軍のものではないということが証明されていれば私たちもある程度納得できるのですが、今までの説明では部品の数はそろっていた、そして私たちのものではないというような回答しかございませんので、本来そこまで確認したいところですが、そういった説明がない状況でございます。

○新垣清涼委員 部品を何個仕入れて、何個使って、何個古くなったり、劣化したりして廃棄して、現在何個残っているという、そういう在庫については軍隊ですのでしっかり管理していると思いますが、そこら辺の資料は求めていますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 直接、県から米軍に求めたことはございません。なぜかと申し上げますと、現在もそうですが、県警が捜査中という状況ですので、私たちはその捜査の結果を待っている状況でございます。

○新垣清涼委員 県警の捜査というのは中に入っていったの捜査なのか、それとも沖縄防衛局あるいは防衛省を通しての間接的な捜査なのか。捜査中だからといって何も公表されないのは非常に疑問がありますが、どういうところまではわかっているとか、どういう調査をしてどういう返事があったとか、その辺

の経緯はどうなっていますか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 我々が県警に捜査の進捗状況を確認するときには今おっしゃったように中に入ったのかとか一よく事件・事故がございませぬので、そういったときに捜査の進捗状況ということで常時確認するようにはしていますが、やはり県警からは現在捜査中という一点張りで、例えば中に入れたとか、実際に数を数えたとか、そういった情報まではいただいている状況でございませぬ。

○**新垣清涼委員** 答えられなければどうしようもないですし、あとは警察に聞くしかないと思いますが、12月7日の事故後一2週間後ぐらいですが、普天間第二小学校に窓が落ちていますね。その後、向こうでも沖縄防衛局の職員が張りついて子供たちに避難指示を出したりしていますが、現在、緑ヶ丘保育園あるいは普天間第二小学校上空において、普天間飛行場を飛び立ったヘリコプターやオスプレイの飛行状況はどうなっていますか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** まず、緑ヶ丘保育園についてですが、今回、県にも陳情・要請がございました。その中で保護者の方々からの説明によると、現在も保育園の上空を飛んでいると。回数がどれぐらいという話ではなかったのですが、一応保育園の上空は飛んでいるというお話がありました。一方、普天間第二小学校については、私もマスコミ報道でしかわかりませんが、最近まで避難をしているという状況がございましたので、避難するということは上空あるいは上空の近くを飛んでいるという認識であります。

○**新垣清涼委員** 普天間第二小学校には監視員といますか、沖縄防衛局が委託して何名か張りつけておりますが、保育園にはそういう見張り役といますか、そういう方の配置はありますか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 私たちが聞いている範囲では、そういった監視員とかは配置されていないと聞いております。

○**新垣清涼委員** 普天間第二小学校の監視員は、今現在、何人配置されていますか。

○**上地勇人保健体育課班長** 普天間第二小学校では、2月13日から監視員、誘

導員が配置されておりましたが、運動場の避難用工作物が完成したことに伴いまして、9月12日から監視員、誘導員の見守りのもと、教師、児童が音を聞き、目視で自己判断で避難行動をとることになっております。さらに、10月1日以降、監視員、誘導員の配置を解除し、教師の指示のもと避難行動をとることを行っております。

○新垣清涼委員 グラウンドに設置されている避難所は、何人が避難できるのですか。

○上地勇人保健体育課班長 1カ所に児童約40人が入れる広さと伺っております。

○新垣清涼委員 避難所は何カ所ありますか。

○上地勇人保健体育課班長 現在2カ所設置されております。

○新垣清涼委員 1カ所に40人ということですが、その2カ所とも入り口は運動場の中心に向かっているわけですよね。そうすると、その上に何か落ちてくるのでしたら助かるかもしれませんが、その前に落ちた場合、逆にそこに入っている子供たちがみんなまとまってけがをするおそれがあるわけですよね。現場をごらんになったことはありますか。

○上地勇人保健体育課班長 現場に実際に行ったわけではありませんが、宜野湾市教育委員会からの情報でそういうことを確認しております。

○新垣清涼委員 そういう状況です。高さにして2メートル弱ありまして、奥行きも3メートルあるかないかですが、そこに子供たちをぎっしり入れたら確かに40名入るかもしれませんが、そういう避難小屋といいますか、野球場だとするとベンチみたいな感じですか。そういうもので子供たちの安全は守れません。ですから、もっとしっかりと保育園上空についてもそうですが、そこを飛ばないように県で飛行経路一特に、学校、病院の上空を飛ばないように強く沖縄防衛局に求めてほしいのですが、どうですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 昨年度になりますが、県は平成29年12月普天間第二小学校の校庭に部品が落下した事故を受けて、菅官房長官に対し、学校、

病院等の上空を飛ばないなどの場周経路の徹底などを政府の責任で米軍に実施されるよう強く求めております。

○**新垣清涼委員** 12月に求めています、10月まで監視員を配置して、毎日、毎日、避難指示が出ていたわけですね。そういう意味では、国が要請したかもしれませんが、米軍は聞いて聞かぬふりです。毎日、毎日、危険な状況が沖縄の普天間飛行場周辺で起こっているわけです。こういう状況を日本政府は見過ごしていますが、それでは困りますと。県民の安全は守れませんということをもっと強く訴えるべきだと思いますがどうですか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 委員のおっしゃるとおりだと思います。先ほど平成29年12月の話をしましたが、県としては学校、病院等の上空を飛ばないようにという要請については、機会があるごとに常時粘り強く働きかけていきたいと、そういうことで軍転協とも連携しながら子供たちの安全・安心を確保できるよう粘り強く両政府に要請していきたいと考えております。

○**新垣清涼委員** 米軍基地を認める両親の子供でも、認めない両親の子供でも、事故が起きれば犠牲になるのです。そういう意味では、やはりここは県民が丸となってそういう危険な状況を取り除くようにぜひ頑張ってくださいと思います。

続いて、82ページ、陳情第91号ですが、排気ガスの原因、悪臭の原因についてはどこからというのははっきりしているのですか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** まず、嘉手納町はやはり長年、航空機の排ガスと思われる悪臭に悩まされ続けていたようです。そこで嘉手納町においては、平成28年8月1日から12月31日までの5カ月間にわたり、嘉手納基地由来の臭気物質について発生源と考えられる機種を特定するためにいろいろ測定を実施していたと。その結果といたしまして、空軍の大型駐機場がありまして、これは嘉手納町役場の道向かいのところですが、そういった大型駐機場のE3早期警戒管制機の駐機場付近で臭気発生があることが強く示唆されたと。また、その臭気が観測された全ての時間帯にE3が駐機していたという監視カメラでの確認もされていることがありまして、ほぼE3からの悪臭ではないかと嘉手納町は考えております。

○**新垣清涼委員** 悪臭がするとき、E3の機体がそこにあると。その機体か

ら何か漏れ出して一液体なのか、固体なのかわかりませんが、漏れてそれが臭気を発生させているのか、その原因は何ですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 嘉手納町議会の方々が県に要請しておりましたが、嘉手納町議会の方からの情報によると、まずE3がエンジン調整をしているときに臭気が発生しており、また風向きによってはその臭気が町全体に広がる状況が発生しているという説明がございました。

○新垣清涼委員 エンジン調整をしているときにということは、その機体から排気されていることが特定されているわけですね。

○金城典和参事兼基地対策課長 今、説明したとおり、調査結果と嘉手納町議会からの説明—エンジン調整時に悪臭が発生しているという発言がございましたので、E3のエンジン調整をしているときの排ガスの臭気が漂っていると理解しております。

○新垣清涼委員 一つ気になることは、沖縄県が浄水場で使っている水を嘉手納井戸群から取水して、PFOSやPFOAが検出されているということがありますよね。駐機場でのエンジン調整で出る臭気ですが、エンジンを洗う薬品とかいろいろなものがそこで使われていて、それが漏れて井戸群に出てきているのか、本当に排気だけで周りに悪臭をまき散らしているのか気になっているものですから、PFOSの関係はないということでもいいですか。

○棚原憲実環境企画統括監 今、航空機からの排ガスに伴ってPFOS絡みの何かしらの汚染があるという情報は把握しておりませんので、今現時点ではその疑いは余りないのかと考えております。

○新垣清涼委員 少し戻りますが、臭気の種類と申しますか、これが健康に害する濃度と申しますか、この辺の数値は一皆さんは実際に臭いがするところに飛んでいきますよね。そこで空気をとってその中に一要素するに、我々が吸い込んだときにどういう影響があるかという調査もされていますか。

○比嘉尚哉環境保全課長 今回、県ではトルエン、キシレン、スチレン、ベンゼン、1,3-ブタジエンという項目について分析をしております。これらの物質については、生活環境と健康に及ぼす影響から守るということで規制基準が設

けられておまして、平成30年度の調査におきましては、試料を3回採取しまして分析をしましたが、採取できた試料に関しては規制基準値を下回っていたという状況にあります。

○新垣清涼委員 この基準値ですが、普通、我々大人が1日に1回吸った基準なのか、1日に何時間もエンジン調整をされたら周りの人たちは何時間も吸うわけですよね。それが何日も続いたら何日もそれを吸わないといけないわけですよね。ですから、その基準という場合に、1日なのか、1時間なのか、単位があると思いますがそれはどうなっていますか。

○比嘉尚哉環境保全課長 この環境基準につきましては、年間平均値で評価することになっております。今年度に関しましては検出されたのが3回で、しかも瞬時値が基準値を下回っていたということでありましたので、影響は直ちには考えられない状況だったと考えております。

○新垣清涼委員 その3回しか発生していないということなのか、3回しか調査していないということなのか、そこはどうか。

○比嘉尚哉環境保全課長 測定方法として、ガスを採取する容器がありまして、これを町役場に置いていただいて臭いが感じられたときに町の職員にとってもらうという手法をとっておりますので、年間を通じてそのような状況にあるということではありません。

○新垣清涼委員 そうすると、新聞報道だったと思いますが、その臭いの影響で気分が悪くなったとかいろいろあるわけですよね。要するに、今はないかもしれないかもしれませんが、例えば庭で枯れ葉などを燃やしたときに煙というのはずっと来るわけではありません。周りの風によって動いていくわけです。ですから、そのもの自体がずっと来ていて、ずっと吸った場合には大変影響があると思います。それはそこら辺が加味されての数字なのですか。

○棚原憲実環境企画統括監 今、県でも常時継続した検査というものは実施しておりません。先ほど環境保全課長から説明がありましたように、嘉手納町役場の協力を得まして、役場の職員が悪臭を探知したときに空気中に何が含まれているかというものを調査する目的で、悪臭が探知されたときに、そのときの空気を抜いてそれを調査するという体制をとっておりますので、常時監視して

いるわけではないという状況です。

○**新垣清涼委員** 役場に容器を置いてやってもらっているということですが、ぜひそこは役場の皆さんだけではなく、訴えがあったところの近く一番役場が近いかもしれませんが、役場の職員は夕方5時までしかいませんよね。そういう意味では、ほかの民家の方にも協力していただいて、そういう臭気があったときにはすぐ測定できるような体制をぜひとっていただくと。県民の健康に害が出てからでは遅いですので、その対策は早目にとるような形で調査をしていただきたいと思います。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○**山川典二委員** 陳情平成28年第39号に関連して質疑いたしますが、県の埋立承認撤回に対して沖縄防衛局は対抗措置を出しております。その撤回の効力をとめる申し立てへの意見書を県はきょう国土交通大臣宛てに出すと言いましたが、もう提出されましたか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** あすの10月25日までに執行停止申し立てに対する県の意見書を求められたところですが、お昼休みに確認したところ、けさ10時ごろに郵送で発送したということでございます。

○**山川典二委員** 提出を既に行っているわけですので、参考資料としてこの委員会に意見書の提出をお願いできますか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** 意見書については、あす、ホームページに載せる予定にしております、全部で255ページとなっております。一応、公開後に情報を提供することは可能ですので提供したいと思います。

○**山川典二委員** 情報公開後に提出という話はおかしいと思いますが、255ページのうち、数ページの簡単な概要書のようなものはありますか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** 意見書の前段部分が主な意見という形で6ページほどだったと思いますが、概要を述べております。

○山川典二委員 その6ページの概要を今提出できませんか。準備の途中でほかの質疑をしますので、いかがですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 一応、意見書が到達するのがあすの予定になっておりまして、我々は到達後にそれをホームページに載せて公開する形にしておりますので、あす以降でお願いしたいと思っております。

○山川典二委員 これは何かルールがありますか。到達後にしか公表できないという規定がありますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 25日が期限ということで、国土交通省に25日に到達後、意見書等の効力などが発生すると認識しておりますので、そういった形でお願ひできないかと思っております。

○山川典二委員 効力はそうかもしれませんが、既に県の意見書として提出先に送付しているわけでありまして、これはその段階で県議会に参考資料として出すべきだと思いますが、いかがですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 時間をいただければ準備したいと思っております。

○山川典二委員 よろしくお願ひします。

それを前提に幾つか質疑をさせていただきますが、沖縄防衛局は埋立承認撤回の取り消しと執行停止を求める文書を国土交通大臣宛てに既に出しております。それにつきましては県は承知していると思っておりますが、65ページの審査請求書と13ページの執行停止申立書、添付資料も含めて当然それを精査して意見書を出していると思っておりますが、それは既にお持ちですよ。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 沖縄防衛局が国土交通省に提出した執行停止申立書、それから審査請求書ですが、これについては写しをもちろん国土交通省からいただいております、それに対して今回意見書を作成したところでございます。

○山川典二委員 それにつきまして報道等でもこの数日来ずっと記事等が掲載されておりますが、その中で少し気になったので確認いたします。県は、沖縄

防衛局に十分な反論機会を与えず撤回したというコメントが出ていますが、それについてはいかがですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 沖縄防衛局が主張している十分な弁論機会を与えなかったというのは、恐らく聴聞通知書を7月31日付で出して、8月9日に聴聞を実施したわけですが、その期間が短かったということで主張されていると思います。そういった部分について県はこれまでのいろいろな行政手続法の解釈で2週間とされている部分でありますとか、行政処分などの指導でいろいろ通知を出してこれまでの中身を周知していたこと等で、特に短かったとは認識しておりません。

○山川典二 委員 続いて、県が示す撤回理由が抽象的なおそれや可能性を示すにとどまっていると報道がありますが、これについてはいかがですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 これまで県は撤回理由につきましては、法的な検討を重ねてきた上で不利益処分の事実という形で積み上げております。環境保全上の支障については実害が生じているだけではなく、そういったものが見込まれる場合などでも撤回の理由になり得るということで、我々は法的なものを積み上げてそういった理由を形成したところでございます。

○山川典二 委員 撤回により甚大な不利益が生じるとありますが、甚大な不利益について県はどういう認識ですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 現に、環境影響が生じておりますとか、サンゴが死滅しているとか、事業の実施によってそういった影響が確認されている状況だと認識しております。

○山川典二 委員 これは例えば、重大な損害を避けるために今回の執行停止をする緊急必要性があるというような国の主張がありますが、これにつきましては、皆さんはそういうものはないと。認められないというような主張があるようですが、それは間違いないですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 今回の承認撤回の理由は、国がこれまでの承認に付した理由事項や環境保全措置に関する問題点、そういったものについての指導に従わなかったこと、あるいは承認後における軟弱地盤で

あること、活断層の問題、そういったものが判明したことにより、承認の要件を満たさなくなったという部分で撤回しております。

○**山川典二委員** 甚大な不利益が生じるという沖縄防衛局の主張の中には、例えば工事がストップしておりますよね。工事は停止しておりますが、現場の維持管理費が出ているはずなのです。これは報道にもありますが、1日幾ら支出されていると県は認識されていますか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** 沖縄防衛局から提出された執行停止申立書におきましては、1日約2000万円かかると記載されております。

○**山川典二委員** そうしますと、承認撤回が8月31日ですから、きょうまででざっと幾らになりますか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** およそ50日ですので、約10億円ぐらいになるかと考えられます。

○**山川典二委員** この原資はどこから出るお金ですか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** 維持管理などは国で行われておりますので、国庫から出されているものと認識しております。

○**山川典二委員** 1日2000万円という数字につきましては、率直にどのように認識されていますか。1日2000万円の工事停止に伴う維持管理費の支出がしばらくはずっと続いていくわけですね。何億円、あるいは何十億円になるかわかりませんが、現段階の認識で構いません。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** この2000万円については、沖縄防衛局は警備費、資機材や工事の維持管理費等で支出を要するとしておりますが、その具体的な中身というのは承知しておりませんので、この程度の額がかかるのかどうか根拠が我々としては不明かと感じております。

○**山川典二委員** 質疑の趣旨を変えます。2015年に県が承認を取り消したときには行政不服審査法に基づいて審査請求が行われたわけですが、今回も国は私人と同様で、県に利益の主体として審査請求ができるということです。

それにつきましては県の弁護士との相談の中で今回の意見書も出ていくとは思いますが、今はどのような見解ですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 行政不服審査制度というのは、私人の個人的な権利、利益の簡易迅速な救済を制度の趣旨としているものであると認識しております。そのため、本来、国には審査請求、執行停止の申し立ての適格が認められないものと考えられております。

○山川典二 委員 しかし、2015年にはそれが認められたわけでありませうね。それにつきましてはいろいろ見解の違う弁護士であるとか、あるいは法律の専門家の皆さんの意見もあるようですが、事実として、2015年にはそれが通って私人として国が認められて執行停止の申し立てが行われたという前提があるのですが、それでも今回、それは認めないというような立場でしょうか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 平成27年の承認取り消しの際の国土交通大臣の執行停止に対して、県としては国の係争処理委員会に申し立てを行ったところがございます。またこれについては抗告訴訟も行ったところですが、結局のところ和解となりまして、結論は出ていないと認識しております。

○山川典二 委員 結論は出ていないけれども、実態としては実績といいますか、そういうものがあるわけです。法治国家としてはきちんと法律に基づいてやられたということではありますが—これはこれからの議論を注視していきたいと思っております。今回の承認撤回の主な理由ということで、この陳情書の中にも軟弱地盤、活断層あるいは高さ制限及び返還条件等々、いろいろな理由があります。本会議でも質問をさせていただきましたが、例えば地盤改良が必要だと判断された場合は、実績がある一般的な工法で埋立区域を変更せず工事は可能と国は主張しておりますが、これにつきましては土木の専門家がいらっしゃいますので、コメントをいただきたいのですが。

○松島良成 土木整備統括監 現時点で、沖縄防衛局からは実施設計の段階で調査中ということでの資料しか提出いただいていないものですから、詳細なボーリングデータが今後続くと。そういった実施設計に向けて今後の設計を検討中で、沖縄防衛局から資料等の提示がない限り、私たちも検討といいますか、判断できる状況にはないということがございます。

○**山川典二委員** しかし、この軟弱地盤や活断層の存在が判明して、皆さんは国土利用上、適正かつ合理的要件を満たしていないということが今回の承認撤回の理由の一つになっているわけです。国は今、ボーリング調査中です。その結果を見て判断できない。場合によっては、県と協議をせずに工事を進めることはしないというスタンスをずっと持っているわけでありまして。そういう段階で皆さんは承認撤回を出したのです。それについてはいかがですか。

○**松島良成土木整備統括監** 現在、承認撤回の理由としましては、かなり多岐にわたる内容で、総合的に公益性に関しての撤回内容になっておりますので、全てが総合的な内容として検討されて今回の撤回になっているということで、一つの事例が全て撤回理由になっているとは考えておりません。

○**山川典二委員** 非常にわかりにくいのですが、これはしようがありません。これは政治的な背景が一つあっての承認撤回もありますので。もう一つだけ、本会議でも触れましたが、県が指摘する活断層の存在につきましては、文部科学省が事務局を務める地質調査推進本部などの資料では、辺野古の活断層の記載がないということなのです。それで知事公室長にも本会議で伺いまして、一部、沖縄防衛局のデータも参照したということですが、調べてみると沖縄本島には活断層がかなりあるわけです。そういう中で今回の承認撤回の大きな理由として活断層の存在があるということなのです。それにつきまして改めて土木技術的な観点からこれまでであるデータの中で今回の承認撤回に至った経緯、あるいはその見解を簡潔に詳述していただきたいと思えます。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** 活断層を理由としたことについては、承認取り消しの理由でも述べておりますが、活断層は日常的に支障を生じさせるものではありませんが、一たび断層運動が生じた場合には、活断層上の施設に重大な損傷を与え、人の生命、身体等にも重大な侵害を生じさせるものであります。専門家からも活断層の指摘がされているということを持ちまして、公有水面埋立承認の現在の埋立地の場所を選定することにつきましては、審査基準の埋め立てをしようとする場所は、埋立地の用途に照らして適切な場所と言えるか、これに適合しないものと判断しまして、公有水面埋立法第4条第1項第1号の国土利用上適正かつ合理的であること、この要件を充足しなくなったと認められるに至ったということで取り消しの理由としております。

○**山川典二委員** 今の最初のコメントは、活断層は普通はそんなに大したもの

でもないけれども、一たび地震などの衝撃を受けるとかなり危険度が増すというような、簡単に言うとそういう理解でいいですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 その理解でよろしいかと思いません。

○山川典二委員 場所の選定に当たっては、そういうことも根拠にして、ここは適当ではないという発言が先ほどありましたが、それはもう少し丁寧に説明していただけないですか。あの地域の場所は活断層が原因で適当でないという判断をなさったということですよ。その根拠は具体的に何ですか。先ほどみたいに何かの衝撃があったときは何か大崩れするようなものということではなく、もう少し論理的に根拠を説明していただけたらありがたいと思います。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 今回の埋め立ては、辺野古新基地建設のための埋め立ての場所という形になっております。そのため、埋立地の用途に照らして適切な場所と言えるかという審査基準に照らすとそれには適合しないと判断したところでございます。

○山川典二委員 ですから、その判断材料の根拠があるでしょう。机上の空論で皆さんは判断したのですか。技術的なこととかデータとか、根拠があるのではないですか。活断層でも、例えば震度3ぐらいでも崩れるような活断層もあるでしょうし、あるいは震度5以上とか、震度6以上で崩れる活断層とか、調べたらいろいろあるのです。ですから、どの範囲の活断層なのかという根拠がないのに、簡単に承認撤回をされても困ると思うのです。そういう精査はされなかったのか、それを聞いています。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 辺野古の陸域には、既存文献において辺野古断層という活断層の存在が確認されております。そして、これから海側に延長しまして、海底に谷地形が伸びておりますが、この海底谷地形が専門家から活断層として推定されるという指摘がなされたところです。そこで県としましては、また改めて別の専門家に海底地質の地質断面図等を示した上で活断層かどうかの判断意見をいただいたところですが、この活断層についてはA級活断層という形での意見をいただいたところでございます。

○山川典二委員 A級活断層の意味は何ですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 まず、活断層の定義になりますが、特に数十万年前以降から繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層のことであると認識しております。

○山川典二委員 ですから、A級活断層の意味は何ですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 A級活断層の定義としましては、1000年当たりの平均的なずれの量が1メートル以上、10メートル未満という形でなっております。

○山川典二委員 A級活断層として判断した根拠は何ですか。誰が判断したのですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 専門家に意見をいただいておりますが、その専門家の意見としてA級活断層という意見をいただいているところです。

○山川典二委員 ですから、その専門家の皆さんは何人で、どういう皆さんですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 地学の専門家でお一人の方からA級活断層としての意見はいただいております。

○山川典二委員 1人の人の判断で皆さんはこれだけ大きな承認撤回の判断材料にするのですか。今、病気にかかってもセカンドオピニオンとかいろいろやるのではないですか。たった1人の専門家の意見を取り入れたのですか。これは問題ではないですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 活断層かどうかということについては、他の専門家からも指摘をいただいているところでございまして、もう一方からの意見としまして、A級活断層であるという意見が得られているところでございます。

○山川典二委員 ですから、活断層はあると何人かの方がおっしゃったとして、

そこがA級だと一A級というのはかなり厳しいと思います。A級と言った方は1人だけという話ですよ。それをなぜみんなで確認させないのですか。今これだけ大きな問題になっているのに、行政の手法としては少し甘すぎませんか。海底ですので余計確認がしづらいではないですか。余計慎重に判断すべきだと思いますが、いかがですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 意見をいただいた専門家からは、変位速度でありますとか、何年代でありますとか、そういったものからA級活断層であるということに相当するということ意見をいただいておりますので、こういったものの妥当性でもって判断しております。また、環境影響の支障といったものについては、そういったものが見込まれるということで考えておりますので、それを含めて撤回の理由として判断したところでございます。

○山川典二委員 実態がわかりましたので続けていきます。

これも本会議で少し質問しましたが、国内で港湾施設、飛行場—今回は飛行場ですが、それらを建設する際に活断層が存在するかしないかは法令上、立地の可否を決めるものではないのです。これにつきましてはいかがですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 港湾施設、飛行場を建設をする際に活断層が存在するかどうかは法令上の立地の可否を決める基準になっているかということについては、そのようなことはないと認識しております。

○山川典二委員 ですから、活断層があってもなくても、工事はできるということなのです。しかし皆さんはそれを活断層があるからできないように、今、承認撤回をしているわけでありますよね。そこについてはどうですか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 これにつきましては先ほどの繰り返しになりますが、埋め立てようとする場所の用途が辺野古新基地ということですので、この埋立地の用途に照らして適切な場所と言えるかという基準に適合しないと判断したものでございます。

○山川典二委員 今の議論ですが、これは法令上というのは当然御存じだと思いますが、何ですか。

○松島良成 土木整備統括監 公有水面埋立法の観点等を含めた中では今おっし

やった活断層のことで要件を満たせないということはないと考えております。

○山川典二委員 これはそうではありません。港湾法というのがありまして…
…。

○松島良成土木整備統括監 空港を含めた施設の中に活断層を考慮する、しないという基準はございません。

○山川典二委員 これは法律できちんと示されていると思いますが、それは御存じですか。

○松島良成土木整備統括監 その法令にのっとって審査をしておりますので…
…。

○山川典二委員 ですから、何の法律の項目ですか。知事公室長は御存じですか。

○池田竹州知事公室長 辺野古新基地建設問題対策課長も言っておりましたが、公有水面埋立法の審査基準では埋め立ての用途に照らして適切な場所と言えるかということに適合せずということで、要件を充足していないと判断したところです。

○山川典二委員 辺野古新基地建設問題対策課長は御存じですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 公有水面埋立法以外では承知しておりません。

○山川典二委員 これは港湾法の技術基準というものがあるのです。港湾法の技術基準について調べてください。そこに国内で港湾施設あるいは飛行場を建設する際に活断層が存在するかどうかは、立地の可否を決めるものではないということがしっかり示されております。なぜ皆さんはこういうことがわからないのですか。それで活断層を理由に承認撤回を出せるのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今回は、公有水面埋立法に基づく承認ですので、公有水面埋立法の基準に基づいて判断したところ、辺野古新

基地という用途に照らして適切な場所と言えるかという基準に適合しないと判断したところでございます。

○**山川典二委員** ですから、承認撤回の理由はそれかもしれませんが、技術的に活断層というものを皆さんが出しているのです。そうすると、活断層に裏づけされるような法令は全部チェックするべきでしょう。そして初めて意見書等、あるいは後ほど弁明書等も出す予定だと思いますが、そのレベルで本当に工事がとめられるのですか。非常に疑問です。

先ほどの意見書についてはまだ時間がかかりそうですか。いずれにしろでき次第、委員会に提出してください。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。
宮城一郎委員。

○**宮城一郎委員** 82ページ、陳情第91号について、まず、この陳情要旨に、平成29年度に嘉手納町が居住地域に達する同基地由来の悪臭について調査した結果とありますが、この調査結果のレポートは県として手になさっておりますか。

○**比嘉尚哉環境保全課長** 持っております。

○**宮城一郎委員** 数ページにわたるものですので、最後のまとめのものでもいいですが、その内容を教えてください。

○**比嘉尚哉環境保全課長** 平成29年度に嘉手納町が実施した悪臭調査についてですが、嘉手納町が北海道大学工学研究院松井教授のグループに委託し、平成29年8月1日から12月31日までの5カ月間、空軍大型機駐機場周辺3地点において、においセンサーを用いた臭気濃度の相対的な変動—以下、臭気レベルと言いますが、それについて連続計測を実施したものです。

その結果、1日平均値と比較して一定以上の臭気レベルの上昇を臭気イベントと定義しまして、風向との関連について解析し、駐機場周辺3地点で観測された臭気イベントの回数割る風向の頻度との関係で補正し、E3早期警戒管制機の駐機場付近に臭気発生源があることが示唆されたとのこと。なお、この方向からの臭気イベントが観測された全ての時間帯においてE3が駐機場にあったことが監視カメラで確認されたとの内容になっております。

○宮城一郎委員 これは知事公室が情報をお持ちだと思いますが、嘉手納に配備されている機種の中でE 3 早期警戒管制機が臭気を出す何か特殊な機能とか、あるいはエンジンの型といったものは何か特異性があるのでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 E 3 早期警戒管制機については大分古い機種です。初期型のE 3 Aというものがありますが、それ自体は昭和52年から配備されていて、今、嘉手納基地にあると思われるE 3 BまたはE 3 C—どちらかはっきりしないところもありますが、これ自体は昭和59年からつくられているようです。初期型から計算すると約40年。また、改修型—新しいほうについても34年経過していると。ですから、その当時の古いエンジンといいますか、それを使われているのではないかと—正式に調査した結果というのではなく、型が古いということでそういった臭気が発生しているのではないかと推測しているところでは。

○宮城一郎委員 それを踏まえた上で嘉手納町のレポートは、E 3 から臭気が出ているのではないかという可能性を示しているものだと思いますが、それを補う形で県も平成30年度から採取の実行自体は嘉手納町の職員にお願いしている部分があると思いますが、それを補完する意味でもなさっているのだと解釈しております。ただ、処理概要に、環境基準値・規制基準値等を超える値は検出されておられませんとありますが、環境基準値や規制基準値を超えなければ特に問題視しないというお考えなのですか。

○棚原憲実環境企画統括監 現実に嘉手納町に悪臭に係る苦情が寄せられている事実がありますので、我々としては住民の苦情の解決、原因追及という意味では、測定や情報収集は非常に大事だと思っております。そういう情報をもとに必要であれば沖縄防衛局や米軍に対して必要な要請をしていくと考えておりますので、必ずしも環境基準値を超える、超えないだけではなくて、どれぐらいほかの地域と比べても、その苦情に相関した関係性があるのかと、そういうものを追及することも大事だと考えております。

○宮城一郎委員 これは知事公室に対してのメッセージですが、今、環境部もおっしゃられましたが、ほかの地域に住んでいれないにおい、嘉手納基地から臭気が発生しているとすれば、ほかの地域に住んでいれない被害はないけれども、嘉手納に住んでるから生活がある程度制限されてしまっているということを考えます。そういう意味では、事の重要性をもう少し強く受けとめ

ていただいて、嘉手納町が実施した調査結果、それに準ずる、あるいは同等のレベルの調査を県でも行っていただいて、今、嘉手納が至っている結論ともし同じようなところが得られるのであれば、障壁は高いかもしれませんが、緊急に立入調査とかそういったものを県として要望していく。今、嘉手納町が実施した調査、そしてこれから県がやるであろう調査をもう少し精度の高いものにしていって、しっかりと嘉手納の住人が生活している環境を改善していくためにアクションを起こしていただきたいと、私はそのように考えます。そういう意味で、今後の調査の緊急性、それから精度を高めていくことに対して、皆さんの考えているところを少しお聞かせ願えませんか。

○棚原憲実環境企画統括監 委員おっしゃるように、実態を把握することは非常に重要だと思いますし、陳情処理方針にも書かせていただきましたが、本来、米軍基地を提供している国の責任においてこういう調査は実施すべきだと思っております。我々はそれを求めて要請した際に、沖縄防衛局において平成29年度から平成30年度にかけて悪臭の実態把握のための調査を実施していると。そして、その結果が平成30年度末以降にはまとまるであろうという話を伺っています。県として今やっている調査についてもさらに嘉手納町役場とも相談しながら、どういう調査が効果的であるかということや沖縄防衛局のデータも踏まえて今後も調査のあり方について検討していきたいと考えております。

○宮城一郎委員 今の御答弁を聞いて少し安心しました。沖縄防衛局でやられている結果が今年度末に出てくるとすればその内容にもよりますが、ぜひこの結果と嘉手納町の結果、また県の方針などをしっかりと持った上で可及的速やかに解消していただきたい、また対応していただきたいと考えます。

次に、84ページ、陳情第95号。これは64ページにもあるものを追っかけてきたものであると思いますが、このことに触れる前に、これまで沖縄県といえますか、翁長前知事は議会答弁等で普天間の代替施設について、もし代替施設が必要であれば、日本全体で応分の負担、県外移設を求めていくと答弁をなさってきていると思いますが、この答弁の内容の確認—私の受けとめ方として、県外移設を求めていく立場、それは間違いなのか。また新しい知事、玉城県政においても同様なのかということのを改めて確認させていただけたらと思います。

○池田竹州知事公室長 翁長前知事、そして玉城知事も本会議で答弁させていただきましたが、日米安全保障体制は認める立場です。ただ、戦後70年以上も

長きにわたって国土面積の約0.6%にすぎない沖縄県に70.3%もの米軍専用施設がある状況は、やはり異常であると。安全保障体制が日本のために必要であると言うのならば、日本国民全体で考え、負担についても分かち合うべきであるというのが基本的な立場であろうかと思えます。そして、普天間の代替施設につきましても、県外、国外を求めていくということになるかと思えます。

○宮城一郎委員 今、答弁の中で、もし必要であれば考え、そして応分の負担をしてほしいとあったのですが、メインとしては、本土の方にも考え始めなさい、議論し始めなさいというところなのですか。それとも、移設が必要なら、代替地が必要なら引き取りなさいというような、どちらがプライオリティが高いのでしょうか。議論を始めることなのか、それとも引き取ることなのか。

○池田竹州知事公室長 先ほど辺野古の問題、政府と立場が違うけれども話し合うという中で、安全保障環境などが非常に大きく変わっております。私どもは安全保障関係の専門家などからも海兵隊のローテーション配備をもっと進めていくとか、いろいろな提言があることは承知しています。どうしても沖縄の基地負担というのが全国知事会などを通して今までずっと沖縄だけの問題であると捉えられる傾向がございました。今回、初めて基地負担に関する研究会というものができて、初めて聞いたというようなお話も他県の知事からございました。そういった点では県外、国外と言っていますが、本当に海兵隊の沖縄駐留といいますか、ヘリ部隊の駐留が必ずしも必要かというところも踏まえまして、いろいろな形で安全保障の負担というのはきちんと議論していくべきだと考えております。

○宮城一郎委員 では、まずは議論しましょうというところがあって、必ずしも移設先を本土に持っていきこうということが前に来ているのではなく、議論から始めることと理解しますが、それで大丈夫ですか。

○池田竹州知事公室長 議論もありますし、当然今、非常に過重な基地負担の現状もございます。例えば、米軍CH53E大型輸送ヘリコプターの窓が普天間第二小学校に落下した際には、訓練の長期ローテーション移転なども求めております。今、政府において、オスプレイの県外移転などが実施されて、その間、騒音等が減っているということは私どもわかりますが、それは1週間から10日間という期間が非常に短いという面もございます。これが例えば数カ月という形できちんとした数で県外、国外に訓練が移転できれば大幅な負担軽減につな

がるだろうと考えているところです。

○宮城一郎委員 陳情に戻りますが、64ページ、84ページはそれぞれ内容はほぼ同じですが、陳情内容を見る限りは、やはり陳情者も国民的議論を先に望んでいるのかと受けとめています。それとは別に私たち県議会はこれまで2017年から国外、県外の移設を求める決議をしてまいりました。私はそごはなかったと思っていますが、私自身はこの決議は議論を始めなさいではなくて、窓が落ちてきた現状、危険性を鑑みれば、国外、県外で移設させてくださいという議論の要求ではなくて、移設の要求であったつもりではあります。決議した私たちが執行部にお尋ねすることもおかしいですが、私たちの国外、県外への移設要求の決議というのは、議論開始を求めたように県民の皆さんとかは受けとめていたのかどうか、その辺を所見で結構ですのでお聞かせ願えませんか。

○池田竹州知事公室長 一連の決議につきましては、今、委員御指摘のとおり、沖縄には過重な基地負担があるということで、沖縄から海兵隊を早期に国外、県外に移転するというのを議会として求めたものと理解しております。

○宮城一郎委員 今回この陳情が改めて陳情者から提出されたところには、これは私の個人的な推論ですけれども、先日、東京の小金井市でも同様の意見書の採択が目前に来て可決に至らなかったという部分がありまして、場合によっては県議会がこれまで求めてきたもの、それから今、陳情者が求めているもの、それから本土で始まった議論というところに若干の温度差などもあるのかと考えていまして、今、執行部からも御意見等を聞かせていただきました。もしかしたら、県議会が出している4つの決議もここにいる委員全員の中では多少なりとも同床異夢なところがあったのかどうかということもわからなくなってきたような感想があります。改めてこの件については、今後、県議会が本当に持っていくものとはどうあるべきかということをし少し会派で検討、議論をして、改めてこの委員会でも皆さんに意見などを賜っていきたいと思っていますので、執行部からもいろいろとアドバイスとかをいただけたらと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情平成28年第39号で普天間基地の即時閉鎖を求める陳情があります。今の普天間基地の状況について、先ほどヘリ部隊の駐留というお話

もありましたが、今の普天間飛行場の状況はどう把握されていますか。部隊的なことも含めてどのような機種があるか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 これは宜野湾市で作成されている資料になりますが、平成26年10月時点でオスプレイが24機、スーパースタリオンが8機、ヴェノムが3機、スーパーコブラが9機、UC12Wが1機、UC35Dが3機の合計48機という状況になっております。

○當間盛夫委員 これは全部ヘリ機能という認識でいいですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 UC12WとUC35Dは、固定翼機です。

○當間盛夫委員 以前、この普天間飛行場では海兵隊の貨物とか、空中給油機などがありましたよね。これはどういう形での移転状況になっているのか示してもらえますか。これまで普天間基地の危険性の除去ということでSACOの合意含めて日米のロードマップ等々で普天間飛行場には貨物とか空中給油機とか、訓練のものとかもろもろあったはずです。それを資料的に皆さんがわかるのであれば出してもらいたいという認識を持っていますが、これをお願いできますか。

○池田竹州知事公室長 今、御指摘の移転状況につきまして、空中給油機については岩国に移転しているなどまとめた資料がございますので、それは後ほど提供したいと思っております。

○當間盛夫委員 皆さんが毎年出されている統計資料は、土地の返還でしか出てこないものですから、訓練でどういう形があるかということを示してもらえればと思っております。その間、普天間基地の危険性除去ということで、国も代替施設として辺野古が唯一という形がありますが、現在、普天間飛行場もヘリ部隊が中心にあるということからすると、政府における危険性除去の対応というのはどのように認識していますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であると認識しておりますが、平成25年12月に沖縄政策協議会において県から4項目の基地負担軽減策を要請した際に、安倍首相のコメントとしま

しては、知事からの御要望は振興と負担軽減の両面の多岐にわたるものでありましたと。事柄によっては相手もあることですので、その実現にはさまざまな困難も予想されますが、この要望は沖縄県民全体の思いとしてしっかりと受けとめ、日本政府としてできることは全て行うというコメントをされております。

○**當間盛夫委員** 今言われた部分は、5年以内の閉鎖状態ということをお話ですか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** 5年以内の運用停止を含む4項目の基地負担軽減策の要請の際についてのコメントであります。

○**當間盛夫委員** これは、正式文書ですか。首相の個人的見解なのか、閣議決定の中での文書ですか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** 要請時における首相としてのコメントと認識しております。

○**當間盛夫委員** 我々もそういう認識ではありますが、正式なのかどうなのか。皆さんは言質をとったというような形ではありますが、今、聞いていることは、総理がそういうコメントをしたということではなくて、岩国基地に空中給油機を移駐しましたというものからすると、きょう現在においても、普天間基地の危険性除去に対して政府がどのような対応をとっているか、皆さんはお持ちですかということです。きょう、防衛省から、「普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備」について、日米間で合意したと。本日10月24日、両自衛隊基地の沖縄関連自衛隊に対する緊急時のそのものというものがありますが、皆さんはそれは把握できていますか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 新田原基地の滑走路の300メートルの延長など、そういった工事が日米合同委員会でも合意されているということは最近確認しております。

○**當間盛夫委員** 最近確認したということですが、合意はいつですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 日米合同委員会の合意のペーパーについて手持ちがありませんので、時間をいただければすぐ提供できると思います。

○當間盛夫委員 防衛省からきょう皆さんにも届いているはずなのです。新田原、築城の宮崎県や福岡県、沖縄関係自治体に対して、日米間で普天間飛行場に関する緊急時のものは合意したと。しっかりとそのことについては把握してもらいたいと思っています。先ほどもありましたが議論が先なのか、県外の受け入れが先なのかという形を考えると、その辺をしっかりと国と交渉すべきだと思います。国は何もやっていないわけではなくて、最も危険な給油機を岩国基地に移したわけです。そういったことも含め、緊急時のロードマップで上げていた部分について2つの自衛隊基地でやりますという合意もできてきたことを考えると、ただ単に決めているから5年以内に返しなさいということではなくて、基地のありようというのを一つ一つ減らしていく部分も事務方のやる協議の中ではあると思いますが、その辺はどうですか。

○池田竹州知事公室長 普天間基地の危険性の除去につきましては、窓の落下後の要請におきまして、例えば……。

○當間盛夫委員 私が言っているのはそういうことではなくて、皆さんは沖縄県の被害のことしか言わない。皆さんは今度、対話と言ったのですよね。我々もいろいろな形で提案をする、訓練が過重であれば県外に持っていくと。それで県外がなかなか受け入れないのであれば、無人島である馬毛島の訓練も一翁長前知事もそのことを言って、視察もやってきたわけですので、そういった部分のものもしっかりと詰めていくことも大事でしょうということがあるわけです。ですから、そのことをやってもらいたいというのがあります。先ほど知事公室長は、環境とか北朝鮮とアメリカのものについていろいろ方向性がと言いますが、これは間違っていると思います。周辺の安全保障を沖縄県が言い出すと、そういった状況的なものが不安定になってきたときには、沖縄の基地は使っていないということになるのです。そうではなくて、今、我々が言っていることは、沖縄県は基地が過重でしょうと。周りの状況は別にしても、沖縄県にこういう形で過重に基地を置く状況というのは、やはり日本全国で考えないといけませんよねと。周辺のそういうものがあつたにしてもということをやらないと。北朝鮮が全く合意しななかつたと、中国からはもっと軍事的な脅威が出てくるということになりますと、やはり沖縄県にその分の基地を置かないといけませんという論理になってくるのです。皆さんは安全保障を認めると言った

わけですので、そういう論理構築ももう少し考えたほうがいいと思っています。最後にお聞きしますが、知事公室長が思う対話というのは何ですか。今度、玉城知事からも対話、対話ということがありましたが。今度、安倍総理に会ったのは対話ですか。

○池田竹州知事公室長 総理と官房長官とお会いしたのは就任挨拶で、最初の御挨拶という形です。私の個人的な捉え方かもしれませんが、対話については、お互いに立場が違うことは認め合った上で解決に向けて努力を重ねていくことかと思っています。

○當間盛夫委員 知事公室長の言うとおりのことです。この前は挨拶、会話です。しかし、対話というのは、お互いが持っている問題意識を共有して、意見が違っていてもいろいろな形でお互いが出し合って解決に向けていくことが対話になってくると思いますので、ぜひそういうスタンスを持ってやってもらいたいと思います。辺野古は反対、普天間基地は一日でも早く返さないという今の県のスタンスでは、対話の状況はなかなかつくることのできないのではないかと考えておりますので、そのことをしっかりと持ってやられてください。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 48ページ、陳情平成29年第13号、沖縄の民意を尊重しとありますが、49ページの処理概要に、一連の選挙において明確に示された沖縄県民の民意ということで、一連の選挙ということが書いてありますが、この処理概要は6月議会から変わっていないですよ。9月30日に県知事選挙があり、その中で新知事が最多の39万票をとりました。そして、新知事は辺野古新基地を絶対つくらせない、普天間飛行場を直ちに運用停止、一日も早い閉鎖・返還を訴えて、これは支持されたと思いますが、今回の知事選挙についてはどういう見解を持っていますか。

○池田竹州知事公室長 玉城知事は翁長前知事の一特に基地に特化して言えば、辺野古新基地はつくらせないということや地位協定の改定など、いろいろなものを含めた基地政策の継承を訴えて当選されたと理解しております。

○渡久地修委員 ですから、この陳情処理概要にもしっかりとそのことを反映

させないと、これは翁長前知事のときのものですが、新しい知事はそのようにして誕生したのです。そして先ほど来、午前から議論されていますが、県民の民意と政府の方針が乖離しているときは、民意に従うのが民主主義なのです。民意に従えば、この問題は全て解決するのです。そうは思いませんか。

○池田竹州知事公室長 選挙で示された民意というのは、玉城知事の誕生という形であらわれているかと思います。私どもは翁長前知事のときからそういった沖縄県の一連の国政選挙でありますとか、県議会議員選挙で示され続けてきた民意について配慮していただくようこれまでずっと求めてきたところでございますが、改めてそういった形で求めたいと思います。

○渡久地修委員 この民意についてはしっかりとしてください。

今、仲井眞さんという話がありましたが、仲井眞元知事が2013年の12月に埋立承認をしましたよね。しかし、そのときの仲井眞知事は、普天間飛行場は県外移設ということを公約にしていたわけですから、これは公約違反だと思えますが、その辺についてはどう思えますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 仲井眞知事のとき、平成25年12月27日だったと思いますが、埋立承認を行っております。この件に関しまして、当時、仲井眞知事は、公有水面埋立法の法令にのっとり、手続に従って承認したものだ。県外移設について記者からの公約撤回と受けとめられるのではないかという質問について、公約を変えたつもりはない、辺野古の場合、時間がかかり困難な部分があることは知っていて、県外に移すほうが早いということでお答えになっておられます。

○渡久地修委員 午前中は、知事公室長がこれは公約違反だということで批判がたくさん起こったと言っていたけれども、今の答弁になるとだんだん擁護してきています。これは県民からは公約違反ということで批判されたのです。ですから、翁長前知事が誕生したのです。

○池田竹州知事公室長 知事公約で辺野古に代替施設をとということを掲げた仲井眞元知事は、2期目に県外という形で公約を掲げられていたものと理解しております。

○渡久地修委員 次に、5ページに皆さんが8月31日に公有水面埋立承認取り

消しを行ったと。これに対して、10月17日に沖縄防衛局長が国土交通大臣に対して執行停止を行っておりますと書いてありますよね。国が行ったことはいいのですが、皆さんがこれについてどうするのか—先ほど意見書を出していますが、行政不服審査法に基づく審査請求及び執行停止についての見解と、これについてこうしますということがここに書かれていないのです。これは簡潔にどうするのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 沖縄防衛局が国土交通省に申し立てをいたしました執行停止と審査請求につきましては、現在、国土交通省からこれについて審査をするための県の意見書を求められているところでありまして、あすが期限となっているところ、きょう郵送で発送したところでございます。この件に関しましては、まだ執行停止という判断はされておられませんので、その状況を見ながら県としてはどのような対応をしていくかしっかり判断していきたいと考えているところです。

○渡久地修委員 こういう事務的な答弁ではだめです。要するに、国の今のやり方は認められないということですよ。県としては到底認められない、許されるものではないというのが皆さんの立場ではないですか。そこをはっきりさせないといけないと思いますが、どうですか。

○池田竹州知事公室長 10月17日に知事が会見を開きましたが、そこで言っているとおり、就任挨拶から5日後にこういった対応をとることは到底認められないと。県としては、そもそも審査請求そのものが本来の法の趣旨を逸脱しているということで、きちんと国に対して対応していくと述べております。

○渡久地修委員 ですから、そこをはっきりさせないとだめなのです。皆さんが8月31日に撤回をしました。本来であれば、国はこの撤回を受け入れて断念すればいいだけの話なのです。そうすれば終わるのです。それをせずにいろいろ審査請求とか辺野古が唯一という立場を堅持して県民の民意を無視するからこういうことになるのです。それで、私人になりすましてというのがありますが、これはどういう意味ですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 沖縄防衛局は国の機関でありまして、今回の国の機関のみが制度の対象となる公有水面埋立承認出願をしております。つまり、固有の資格において承認処分ないし承認取り消し処分の名宛

て人となっているものであります。そういった意味から行政不服審査法は先ほども説明しましたが、私人の個別的な権利・利益の簡易迅速な救済を制度趣旨としておりますので、先ほど言いましたように固有の資格としております国では行政不服審査法による審査請求との適格は認められないと考えているところでございます。

○**渡久地修委員** 要するに、埋立承認申請を出したのは私人ではなく国だということ。確認ですが、これは私人として出したものですか。

○**多良間一弘** 辺野古新基地建設問題対策課長 先ほども言いましたが、公有水面埋立承認というものは、固有の資格において承認処分をしたというものでございます。

○**渡久地修委員** 先ほど1日2000万円の支出ということがありましたが、私人が1日2000万円一額は本当かどうかはわかりませんが、仮に2000万円とすると、それを国庫から一私人が損害賠償として出せるのですか。

○**多良間一弘** 辺野古新基地建設問題対策課長 これは先ほど、警備費とかいろいろとどのような積算になっているか根拠がよくわからないという部分をお答えしたところですが、そういった部分でこれが私人として出せるかどうかということについては、お答えを差し控えたいと思います。

○**渡久地修委員** 要するに、私人が県や国のお金を勝手に出せるものではないのです。これははっきりしています。もし、本当に向こうが私人ということを行行政不服審査法ですって言うのでしたら、これは新たな取り消し、新たな撤回の根拠になるのではないですか。仲井眞元知事が行った承認は私人に出したのではないと。これは根底から違ってくるのです。県に対して埋立承認申請を出したときから根底ががらっと変わってくるのです。一私人が県に対して埋立承認申請をして米軍に基地を提供しますということが可能ですか。

○**多良間一弘** 辺野古新基地建設問題対策課長 繰り返しになりますが、先ほどお答えしたとおり、こういった辺野古新基地の建設に係る業務は、国でないとなし得ないと。また、こういった公有水面埋立法の承認も固有の資格において承認処分を行った、あるいは承認取り消し処分の名宛て人も固有の資格としてになっているという部分で我々としては私人ではないと捉えているところであり

ます。

○渡久地修委員 今、言っているとおりなのです、ですから、向こうが行政不服審査請求で私人、私人と言えは言うほど、新たな撤回の根拠になるでしょうと。2013年12月に仲井眞元知事が承認した、その根底が全て違ってくるのです。そう思いませんか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 公有水面埋立法では、国に対しては承認という形になっております。そして、県としましては、固有の資格として国に対する承認処分を行ったというものでございます。

○渡久地修委員 私の質疑を聞いていますか。私人に出したのであれば、根底から違ってくるでしょうと。国に出したものですよねと。ですから、私人と言い張るのであれば、2013年12月のそのもののスタートから狂ってきますと。そうではないですかと言って、さらにさかのぼって取り消しすることも可能でしょうということを行っているのです。

○池田竹州知事公室長 今、御指摘の点について、私どもはそもそも審査請求に出し得ないというのはそういったところです。あくまでも法律上、承認という手続でやる形ですので、国も当然何かやられる場合にはそれにのっとってやっていただくべきだとは思いますが。そして、許可として扱うべきかどうかについては今後専門家の意見も交えて検討してまいりたいと思っております。

○渡久地修委員 難しい話ではないと思えます。2013年に私人として出していたのであれば、それはとんでもないことです。これは単純な話です。そこはしっかりしてください。

4 ページに普天間の危険性除去の問題とかいろいろありますが、まず5 ページに5年以内を待たずに運用停止することが県議会で決議されたとありますが、これは2月1日なのです。それが2月21日には直ちに運用停止することに全会一致で発展したのです。それは承知していますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 沖縄県議会から平成30年2月1日に意見書が出されておまして、その記書きの2で、「政府が約束した2019年2月末日を待たず、直ちに普天間飛行場の運用を停止し」とございます。

○渡久地修委員　ですから、2月21日には「5年以内の運用停止を待たず」ではなく、さらに発展して「直ちに」になったのです。そのことを指摘しているのです。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監　同じく沖縄県議会からの意見書でございますが、平成30年2月21日の記書きの3では、「直ちに普天間飛行場の運用を停止すること。」となっております。

○渡久地修委員　これは全会一致で意見書を採択したのです。ですから、皆さんはそれを尊重しないといけません。運用停止と言った場合、どういう状態を運用停止と言うのですか。

○池田竹州知事公室長　いわゆる航空機—普天間の場合は回転翼機が中心ですが、飛ばない状態であると考えております。

○渡久地修委員　私たちの2月1日の意見書では、普天間飛行場所属の全ての航空機の飛行中止も全会一致で決めました。ですから、その県議会決議が普天間飛行場—これは嘉手納も含めるかという議論もしましたが、当時、普天間飛行場所属の回転翼機の事故が多く起こっていたので、ここは普天間に絞ろうということで、普天間飛行場所属の全ての航空機の飛行中止を全会一致で求めました。そして、即刻の運用停止と。ですので、このことは重く受けとめるべきだと思います。そして、この飛行中止と運用停止が実現すれば、危険性除去はかなり実現できるのではないですか。避難ごうも要らなくなるのではないですか。

○池田竹州知事公室長　私どももこの時期に、普天間基地所属の回転翼機による不時着炎上でありますとか、窓の落下、あるいは再三にわたる民有地での緊急着陸などが短期間の間に起きたということで、県としても原因が究明される間の飛行停止等を求めたところではあります。実際にそれが実現していれば、かなり危険性は減らせるものと考えております。

○渡久地修委員　普天間基地所属の航空機があつた周辺を飛ばない、運用停止されると、かなりどころではありません。あつた周辺の危険性はほとんどなくなるということも言えると思います。ですから、そこに全力を挙げないといけません。毎回このことを言っていますが、この決議を上げて、皆さんもそれを求め

ていると。問題は、日米両政府が聞かない場合、県がどうするかということです。使用禁止命令や飛行中止命令を出して運用停止の命令を知事名で出しなさいと言っていますが、皆さんはこれについては非常に消極的です。新しい知事もこれを公約に掲げて39万票もとっているわけですから、やはりそこは何らかの大きな行動を起こすべきではないですか。我々は直ちに運用停止を求めています、5年以内の運用停止と言ったら期日まであと何日ですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 5年以内の運用停止は来年2月となっております。仮に平成31年2月末を最終日といたしますと、本日は10月24日ですので、5年以内の運用停止の期限までは残り127日になります。

○渡久地修委員 先ほどもありましたが、これは安倍総理と仲井眞前知事との約束なのです。これは県民への約束でもあります。ですから、そこについては新知事を先頭に必ず実現させると。日米地位協定の壁があると言いますが、私は前から言っているように、日米地位協定の壁をつくっているのは、沖縄県側ではないかと。地位協定があるから動けません、地位協定があるからできませんという立場に立っている。その壁を取っ払って、まずは動くこと。動いて、向こうがこれは地位協定でできませんと言ってきたら地位協定が壁になるのです。動く前から地位協定を理由にして動かないということは、皆さんがみずから壁をつくっているのです。ですから、即刻新知事のもと一ああいう避難ごうは考えられないのではないですか。逆さまではないですか。運用停止すれば避難ごうをつくる必要はありません。こういうゆがんだ政治は全国どこにもありません。これは即刻動くべきだと思います。私が今まで提案したいろいろな提案がありますが、どうですか。

○池田竹州知事公室長 委員おっしゃるように、実際、窓が落下した小学校、そして子供たちのことを考えれば、緊急的にはやむを得ないものかもしれませんが、それが例えばその他の学校だとどうなのかとかいろいろ問題はあると思います。とにかく、危険性の除去は待たないということも玉城知事も常々おっしゃっていますので、ぜひ早目に対応していきたいと思っています。

○渡久地修委員 一般の方からは、普天間基地の電気、水道をとめなさい、県道を封鎖しなさいという意見が寄せられてくるのです。それぐらい皆さん怒っているのです。ですから、いろいろな手法を一聞かないからと言って放置してはいけません。まずは直ちに運用を停止する、最低127日後の5年以内の

運用停止の約束は守ってくださいということで、政府、米軍に知事と知事公室長が一緒になって実行を迫っていくことを直ちにやっていただきたいのですが、どうですか。

○池田竹州知事公室長 5年以内の運用停止を初め、喫緊の危険性除去がとにかく大事であるということは玉城知事もおっしゃっています。なるべく速やかにどのような働きかけができるか知事とも協議して対応していきたいと思っています。

○渡久地修委員 もう一つここで提案しますが、これは全会一致の決議で、県もそれを求めていますし、宜野湾市も、そしてみんなも求めているので、知事が普天間基地の即刻の運用停止、あるいは5年以内一昨年2月末までの運用停止、この1点でもいいので県民大会を呼びかけて開催して、大きな運動にしていかなければこれは突破できないと思います。これはぜひ検討していただきたいのですが、どうですか。

○池田竹州知事公室長 県民大会につきましては、過去、さまざまな団体が開会に向けて心を合わせてやってきているものと考えております。県が特に呼びかけるというよりは、そういった機運が高まれば知事の参加といった形で対応していきたいと思っています。

○渡久地修委員 私が先ほどから言っていることは、県が本当に子供たちの命と安全を守るのであれば、県議会の全会一致の決議、防空ごうみたいな避難ごうをつくってそれでよしとするようではだめだと思います。ですから、そうは言わずに公約でもあるので、検討することも含めてやってください。今までのような通り一遍な、ほかの団体が呼びかけて知事が参加するかどうかではなく、それぐらい先頭に立たないとこれは実現できないですよということです。本気になってやってください。運用停止が実現すれば、問題は解決するのです。いろいろな問題が大きく前進すると思いますが、どうですか。

○池田竹州知事公室長 委員の御提言は御提言として受けとめて検討したいと思っています。

○渡久地修委員 これは全会一致の決議もありますので、ぜひ頑張ってください。

全国知事会が日米地位協定の抜本的な改定を決議して政府に求めましたが、この日にちと中身をかいつまんでお願いします。

○池田竹州知事公室長 平成30年7月27日に全国知事会として、米軍基地負担に関する提言を行っております。提言は大きく4項目ございまして、1つ目は、米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器をふやすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。2番目としまして、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記すること。3番目としまして、米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。4番目としまして、施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進することとなっております。

○渡久地修委員 この全国知事会の意見書というのは、翁長前知事含め皆さん方が頑張ってここまで持ってきたと。全国知事会の全会一致の決議になったわけですから、これはとても大きな前進だと思います。例えば2番目の航空法や環境法令などの国内法が実際に適用されると、先ほど来ありました悪臭の問題や低空飛行訓練、騒音、それから住宅上空での飛行も禁止されますし、訓練も禁止されるのです。これでも大きく前進するのです。ですから、全国知事会で提言されたというだけにとどまらず、それを実現させるために次にどうするかということについては今、何を考えていますか。

○池田竹州知事公室長 全国知事会として提言をまとめて8月に要請を行ったところです。まずは引き続き全国知事会と連携してやっていくと。さらに、基地が所在するところの渉外知事会もございまして。そして私ども沖縄県には軍転協もございまして、それぞれの団体と連携してその実現を求めていく。また、このほかにも他国地位協定調査を今年度も実施するようにはしてまして、他国における国内法の適用事例などの収集を図り、よりわかりやすい形で示した上で全国的な地位協定改定に向けた理解を得られるよう一基地のないところでも地位協定は決して無関係ではありません。国内法が適用されないということは、

例えば訓練移転に伴って今まで来たことのないところに突然米軍機が飛んだりしたということで、当該自治体に問い合わせがあったということも聞いております。そういった国内法の適用というのは、基本的に全ての国民に影響するものですから、地位協定の改定は決して沖縄だけの問題ではないということを丁寧に訴えていきたいと思っております。

○**渡久地修委員** 全国知事会で全会一致で決議されたということは、とても大きな前進です。先ほども言いましたが、ここまで来てそれを政府に出して「はい、わかりました。」というだけではなく、本当に壁を突破するように県が動いていく、そのためには地位協定でできないと言われている中止命令を出す、住宅上空を飛ばない、そして運用停止を必ず実施するという行動を沖縄県が一步踏み込んで、地位協定改定問題等も含めて積極的にやるということについて最後に答弁を求めます。

○**池田竹州知事公室長** 地位協定の改定につきましては、極めて重要な問題であると思っております。今まで国外の調査も含めて、よりわかりやすい形で示して全国知事会などとも引き続き連携し、ぜひ改定実現に向けて頑張ってもらいたいと思います。

○**渡久地修委員** 何度も言いますが、地位協定の壁を突破するには、動くことが大変必要だと思いますので、ぜひその立場で動いてください。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**仲宗根悟委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○**仲宗根悟委員長** 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題

の調査及び対策の樹立に係る6月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

島袋令刑事部長。

○**島袋令刑事部長** 平成30年6月から8月までの米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は9件11人で、前年同期と比較して4件5人の増加となっております。

罪種別では、粗暴犯が3件3人、窃盗犯が5件7人、その他が1件1人となっております。これらの事件については、那覇地方検察庁に送致してあります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**仲宗根悟委員長** 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

小禄重信交通部長。

○**小禄重信交通部長** お手元の資料をごらんください。

本年6月から8月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故につきましては、22件発生し、前年同期と比べ12件の減少となっております。

交通死亡事故につきましては、1件発生しており、6月6日に米軍人が運転する乗用車が車道上で横たわっていた男性をひく事故が発生しております。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**仲宗根悟委員長** 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、6月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 刑法犯の件数が4件、人員で5名と増になっていますが、要因はどのようにお考えですか。

○島袋令刑事部長 要因としては、これは軍人というよりも家族・少年の犯罪ということで、全て窃盗であります。万引きで3件3人、それから倉庫荒らしというもので1件3人ということで、件数当たりのかかわった被疑者がふえた分、数的に増加している状況でございます。

○當間盛夫委員 続いて交通部ですが、発生件数は12件減少しているということで減少傾向にあるということですが、これはどういう要因だと思いますか。

○小禄重信交通部長 さまざまな要因が考えられます。前回の委員会でもお答えしましたが、減少の要因といたしましては、まず取り締まりもありますし、米軍内における教育プログラムと申しますか、交通事故防止に関するもの。それから、我々からも米軍側に申し入れたりして、交通安全教育を継続的に行ってきたております。もろもろそういったものが複合的に重なって減少につながっているのではないかと考えております。

○當間盛夫委員 皆さんが把握されているかどうかなのですが、交通部の交通事故の件数等々を見ると、今、公表されている沖縄に駐留している米軍人の減少も考えられますか。

○小禄重信交通部長 そういった切り口からの統計といいますか、分析については試みておりませんので、お答えについてはできかねます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 交通部で死亡事故が1とか、重傷1、軽傷1とかありますよね。これで見ると、死亡事故ですから加害者の軍人が1という見方ですよ。例えば重傷、軽傷でもそういう書き方なのですか。軍人が事故を起こしてけがをしたとか、この違いはどこで見ればわかりますか。

○小禄重信交通部長 この資料にはございませんが、発生件数に対する従来の軍人—米軍構成員というのは、軍人や軍属、家族に区分されると思いますが、22件の内訳は、軍人が13件、軍属が3件、それから家族が6件、合わせて22件となっております。

○山川典二委員 これはあくまで加害者側ですよ。

○小禄重信交通部長 そのとおりでございます。

○山川典二委員 例えば、加害者もそうですが、逆に被害を受けた軍人・軍属などもいるかと思いますが、それはないのですか。

○小禄重信交通部長 死傷者ということになりますが、22件に対して29人死傷者がおられます。死者については1名となっております、重傷者が1名、軽傷者は27名となっております。

○山川典二委員 確認ですが、これはあくまで軍人・軍属の皆さんが加害者として事故を起こしたデータだけ紹介されているという認識でいいですよ。

○小禄重信交通部長 件数はそうです。米軍構成員等による交通人身事故ですから。負傷者につきましては、米軍構成員等の人身事故、第一当事者により負傷した人数によって県民のみならず米軍構成員の方が入った場合はその中に入っていくという統計の仕方でございます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、6月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、平成30年第6回議会乙第1号議案辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に対する修正案を議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、10月16日の委員会において末松委員外1人及び親川委員外5人からそれぞれ提出された修正案の一本化について提案があり、協議を行った結果、意見の一致を見なかった。その後、末松委員、照屋委員及び金城委員が説明員席に移動した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

これより、末松委員外4人から提出された平成30年第6回議会乙第1号議案の修正案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

宮城一郎委員

○宮城一郎委員 これまでの委員会の審議を経て御質疑させていただきます。

10月2日の請求者への参考人質疑、それから10月10日の執行部への質疑を振り返ってみて、当時は県民投票がSACOの着実な推進という立場に逆行しないかとか、あるいは客観的に20年たったものを改めて問うということであれば、今の民主主義のありようを否定するのではないかとか、あるいは5億円をかけて県民投票を行って何が得られるのかといった質疑があったことを記憶しています。いわゆる県民投票の意義自体に対する疑念があったと理解していますが、今、沖縄・自民党、公明党の合同修正案の提案者としてその場に座っていらっしゃるということは、県民投票の意義自体には疑いない立場に到達していらっしゃるということによろしいですか。

○末松文信委員 議論の中にありましたように、県民投票条例は請求者から提案されているわけですから、それはお互いが審議して結論を得るとというのがお互いの役割だと考えております。

○照屋守之委員 先ほどの委員会で私どもがいろいろ執行部に確認させていただいたのは、平成8年から日米合意がなされて、この問題が22年経過していて、私どもは県議会として、また自民党としてもこの問題解決を図るという、これ一点に今絞っています。ですから、県民投票の意義は十分県民の皆さんの思いも含めて理解していますが、県民投票の結果がどういう形で辺野古の問題の解決につながっていくのかという部分も含めていろいろ考えているわけですが、

先ほど末松委員からもありましたように県民投票の意義については、これは県民の要求になっているので、何としても県民投票を実施したいという思いの中にいるということです。

○末松文信委員 5億5000万円をかけてどうかということについても聞かれていましたが、これを地域に持ち帰っていろいろ意見を聞く中でも5億5000万円もかけて投票する意義がどこにあるのかということが聞かれました。これは県民ひとしくそういう思いはあるのではないかと考えています。

○宮城一郎委員 今、そちらにおかけの現時点でも5億5000万円かけてやる意義についてまだ疑念をお持ちということですか。

○照屋守之委員 さまざまな県民の意見もあるということです。私どもは県民投票条例については、県民の皆さん方のそういう思いも含めて10万筆近く署名を集めて辺野古の埋め立てについての意思を示すということについては十分理解しておりますから、さまざまな意見はあってもその思いを含めて県民投票を実施したいということです。

○宮城一郎委員 先ほどの協議の中でも山川委員からお話が出ましたが、参考までに先日10月17日に石垣市議会で辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に反対する意見書というものが可決されました。大変驚いたのですが、報道で知る限り、あと全文とか拝見させていただきましたが、意見書の趣旨は一先ほども協議で言いましたが、一定の政治的主義・主張に公費を使用して訴えるもの、あるいは陸上自衛隊配備計画に関する住民投票条例について、中略、一地方自治体の住民投票はそぐわないとして賛成少数で否決した経緯があるということで、意見書全文からすると県民投票条例の意義自体に疑念を持って反対に回った意見書だと理解しています。今、県民投票条例の意義には疑念を持たない立場でそちらにおかけになられていて、ということは石垣市議会の意見書とは考えを異にするという立ち位置でよろしいですか。

○照屋守之委員 今、県議会で県民投票条例の意思決定をする中、石垣市議会の意思が出されております。ですから、それぞれの市町村の議会の意思と私どもが意思決定をしていくことについては、これはよほど慎重にしないといけないうい思いがあります。それぞれの議会の意思決定ですから、それを無視することはできません。ですから、私どもが先ほどから若干時間を置いたほうが

いいというのは、この間にそれぞれ市町村議会の意見も聞きながら、どういう形であれば県民投票に対して理解をいただいて、補正予算を可決していただいて、それぞれの市町村でも県民投票がスムーズに実施できるかということを考えないといけません。我々県議会の思いとそれぞれの市町村議会の思いと若干かけ離れている意思決定をされていく、そこは非常に懸念されて、これが今回は意見書ですが、肝心かなめの補正予算の議決になったときに、これが否決されたらその地域では県民投票ができないこととなりますから、この責任を我々も含めてどう考えたほうがいいのかという、そういう疑問を持っています。

○宮城一郎委員 皆さんの修正案の第6条第3項、「投票用紙には、次に掲げるもののそれぞれに対する○の記号を記載する欄を設けなければならない。」という条項の部分ですが、そこにおいては（1）から（4）までの4つの選択肢を設けられていらっしゃると思います。これまでの議論の中で提案者のお一人は、請求者の原案について「賛成」か「反対」かという選択肢の問題について、恐らくほとんどの皆さん—これは県民のことを指していると思いますが、ほとんどの皆さんは「反対」だと思えますという御意見が提案者のグループからございました。また、基本的に沖縄で生まれ育った方、特に戦争体験者含めてこれは7割以上、あるいは8割、そのままの選択肢であればみんな「反対」するだろうと思っておりますとも述べておられます。また別の提案者は、埋立行為は絶対反対ですが、経済の発展や防衛に関しては一定の理解を示しますという人もいますと質問されていたことを記憶していますが、発言の確認としては提案者の皆さんで共有されている御意見ということで間違いはないですか。

○照屋守之委員 これはそれぞれの委員の考えです。賛成か反対かという方々の背景とか、そういうことが共有されているわけではございません。せんだっての委員会におけるそれぞれの委員個人の考え方です。

○宮城一郎委員 そういう考え方においてはいろいろ複雑なものがあるので、2択ではそぐわないのではないかという御意見が今回の皆さん方の修正案の内容になっていると思いますが、実際、さまざまな複雑な御意見—それは経済的発展であったり、あるいは国防上の問題であったりという形で複雑になっていると思いますが、先ほども協議の中でそういう声が多数ありますとおっしゃっていましたが、実際にその声の数をサンプリングされたことはないのですよね。

○末松文信委員 調査したわけではありませんが、いろいろ意見を伺っている

中で20年余りも経過した中でいろいろな思いがそこにはあるということで、そういう多様な県民の意思を反映させるためには単なる賛否ではだめだろうということで今4択を提案しているわけであります。

○宮城一郎委員 その一方で、今回請求者の皆さんは無効票があったので、全体で約9万3000筆というリアルな数字をもって知事に条例制定のお願いをしに来ております。その方々は黄色の署名簿、大体4ページぐらいで編成されているものを見開いて第1条から第13条までの条項全てに目を通して、タイトルにも目を通した上で署名、押印をしてこちらに届いているものです。すなわちここにおいては、9万3000人の方々は、この内容で条例を制定してほしい。仮に法的な言葉遣いの修正があったとしても、ぜひ本旨からは外れないように条例制定をしてほしいという思いが9万3000筆というリアルな数だと思えます。先ほどの協議でもあったように、そのことについて我々議会がどう対応するかということは今審査して判断していくことが委員会の使命だと思いますが、それについてお考えをお聞かせ願いますか。

○末松文信委員 私どもの修正案の中に盛り込まれているように、請求者が作成した条例案については、まず題名について問題があると。これは辺野古の埋め立てという単に埋め立てに対する条例になっていて、本来の目的である普天間飛行場の代替施設の建設のための埋め立てという目的が全然見えない。そういう内容になっていることで修正をかけたいということが1つです。

もう一つは、事実関係が違います。国が計画している埋め立てという表現になっていますが、これは国が実施している埋め立てで全然違います。その内容で署名を集めているので、それはちょっと問題があるのではないのかということで修正をかけようということであります。

○照屋守之委員 請求者の意向は十分尊重して、それに沿った形で考えたいと思っておりますが、実際に県も請求者が出したものについて意見を付して、それをもとに与野党で修正案を出しているわけです。この趣旨が変わらないような形で出しているということは、これは与野党一緒です。請求者は賛成、反対ということの意思を確認したいということですが、有権者が100万人ぐらいいらっしゃることを考えていくと、この10万人の方々もそうですが、我々は90万人、100万人の県民を対象にした考え方を県議会として持つ必要があるだろうと思っております。それと、41市町村です。ですから、そういうことも含めて、それぞれで請求者の趣旨が変わらないように修正した案が出ているわけですか

ら、幾つか選択肢をつくるとか、あるいはタイトルを変えるということも含めて、これはやはり請求者の趣旨を十分尊重して、そして今の県民の思いや県議会、あるいは市町村議会もさまざまなことを含めて対応しているということです。

○宮城一郎委員 タイトルからですが、タイトルに普天間という文言が入ってなくて、しかしながら一方で第1条にそれを補完する形で普天間のことという形で書かれていまして、恐らく9万3000人の皆様はそれを理解した上で持ってきていると思います。特に修正は必ずしもマストではないという感想を持っていますが、いかがですか。

○照屋守之委員 平成8年にまさに普天間飛行場の代替施設ということで辺野古の問題があるわけですから、やはりそこはタイトルにも一タイトルが辺野古米軍基地建設のための埋め立てということになりますと、辺野古に基地をつかってということになります。これは代替施設のための建設ということで正確に県民にもタイトルからして変える必要は当然あると思っております、これはいろいろな県民の方々に誤解を与えるということです。

○宮城一郎委員 4択のほうが趣旨から外れるか、外れないかということですが、これまで話していた中で複雑な意見を反映すべきだという方々が一今、百十数万人が有権者の数でそれに対して9万3000人というところですから、100万人ぐらいがいるのかと思いますが、その100万人の中で4択にしたほうがいいのではないか、3択にしたほうがいいのではないかという意見ははっきり言ってつかみ取れていないわけです。そういう意味では繰り返しになりますが、私たちは請求者の求める条例とは違う形の条例になる、姿を変えてしまうと考えていますので、もし4択でも3択でもあるいはそれ以上でも結構ですが、そういう選択肢を持った県民投票にするのであれば、やはり別途そういう声を拾った上で進めていかれるものであって、別条例になるのではないかと考えていますがいかがでしょうか。

○末松文信委員 今般こういう形での条例が提案されているので、この条例の中身をしっかり把握して意思が結果に反映できるような条例にするためにはどうすればいいかという議論をしているわけです。ですが、その中で単に賛否というだけではなく4択ぐらいにしたほうが数多くある県民の意見が反映されるのではないかという認識でやっています。

○宮城一郎委員 私からの質問は以上ですが、少なくとも今審査されている県民投票については請求者、署名人の思いに準じて条例制定されるべき立場で考えておりますので、ぜひ特段の御配慮をいただけたらと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 タイトルが先ほどありましたが、いわゆる代替施設だというのがタイトルだと。ところが署名をした10万人余の皆さんは、辺野古新基地建設の賛否を問うと。シンプルですし、同時に代替だろうが新基地—私は新基地だと思っておりますが、今のタイトル変更自体が署名された皆さんの民意を尊重していないことにならないかと思っておりますがどうですか。

○照屋守之委員 先ほどから言っているように、私どもは県議会という立場でこの問題にずっとかかわっておりますが、辺野古の新基地ということは、これは公の文章には入っていません。普天間飛行場の代替施設なのです。これは裁判でもそのように言っています。ですから、これは普天間飛行場の代替施設として辺野古のキャンプ・シュワブ内につくるという、これが正確ではありませんか。もともと何も基地もないところに基地をつくるということではありませんよね。ですから、こういう住民投票をするときにはやはり正確を期して普天間飛行場の代替施設である辺野古米軍基地建設のための埋め立てについての意思を問うということが県民の皆様方からは、辺野古を新基地ということでもし思われていても、私ども県議会の中ではこれは普天間飛行場の代替施設ということをつけ加えたほうがより正確になるという理解です。

○瀬長美佐雄委員 タイトルは政府の立場を一事業名ということであって、例えば新基地について言えば、巨大な軍艦が接岸できるという機能は普天間基地にないですよ。そして、弾薬倉庫、あと現在24機のオスプレイが100機配備するための基地だということかわりで、今言った危険性の除去ということも県民的には100年も耐用年数があるような基地をつくることに対する意見ですから、賛成、反対という意味で明確にしよう。私自身は新基地建設の賛否を問うべきだという思いですし、軍港機能もついて、弾薬庫もついて、オスプレイが100機も飛ぶような基地なのですからということを前提に私たちは実態として新基地ではないかと思っておりますが、タイトルの問題ではなく、先ほど述べた今の普天

間基地にない機能の追加は、新基地に当たらないということになるのでしょうか。

○照屋守之委員 先ほどから申し上げておりますように、これはあくまで普天間飛行場の返還に伴う代替施設ですから、これは普天間飛行場の問題がなければ辺野古の問題は出てきません。ですから、普天間飛行場の返還が合意されて、代替施設として辺野古に移るという内容です。そして、この基地の内容については、今後、御指摘のようなことがあるかもしれませんし、そうでないかもしれないということも含めて、あくまで普天間飛行場の代替施設としての辺野古のキャンプ・シュワブ内につくるという、これは明確ではないですか。

○瀬長美佐雄委員 あるかもしれないし、ないかもしれないではなくて、当初はオスプレイのための基地ということさえも隠して辺野古の基地をつくったということが事実ではないですか。そういうことは事実として伝えておきますし、タイトルについては見解の違いだということをやめます。

次に、4 択の問題ですが、4 択の意味する「賛成」、「反対」につけ加える「やむを得ない」から何なのか。「どちらとも言えない」という言葉の意味することについては皆さんはどういう意味で提案されたのか伺います。

○末松文信委員 今の質疑に答える前に先ほどのことですが、私はタイトルについて埋め立ての目的であるタイトルをつけてほしいというのが趣旨ですが、請求者が新基地という言葉を一言も使っていないことは非常に素晴らしいと思っています。常識ある人たちだと思っています。そういう意味では委員がおっしゃるようなことはここで議論する話になっていないので。

今、御指摘の4 択については先ほどもお答えしましたが、やはり県民のさまざまな意見を反映させるためには4 択にしたほうがいいのではないかとことから4 択の修正をかけているわけです。

○瀬長美佐雄委員 ですから、わかりにくいのは、「やむを得ない」というのは何を意味するのかと。「どちらとも言えない」というものも賛成とも反対ともどちらとも言えないと。やむを得ないから何なのか。やむを得ないから、国策だから賛成と続くのか。

○末松文信委員 「やむを得ない」という言葉の接頭語には幾つか事情があると思います。それは投票する人たちがそれぞれの事情によってやればいと考

えております。

○照屋守之委員 先ほどからずっと言っておりますように、これは計画段階ではなくて既に実施されています。平成8年に決まって22年間たっています。これはまるっきり白紙の状態で作るのか、つくらないのかという議論ではありません。今、選択肢が幾つかあったほうがいいというのは、既に工事も進められていて、県と国がずっと交渉し続けてきて22年たって今の現状があるわけです。この現状に対して県民の意思を確認するのが前提だろうと思っています。ですから、賛成する人、反対する人、やむを得ない、どちらでもない、これはまさに今の現状を県民に問うことからすると、やはり幾つかの選択肢があったほうが正確な県民の意思が受け取れると。そして「やむを得ない」というのは、文字どおり辺野古の皆さん方もそうですが、我々はないほうがいいと。でも、こういう別のものであるのでしたらやむを得ないということも意思としてあるわけですから、やはりそこは正確に酌み取る必要があるのではないかと思います。

○瀬長美佐雄委員 ですから、正確を期すために聞いているつもりです。やむを得ないから賛成という意味ですか。

○末松文信委員 これは賛成というのかどうか、やむを得ないという事情のある方がいるわけですから、そこをはっきり賛成であるとか、賛否は先に問うているわけですから、やむを得ないという人が中にはいらっしゃるということです。

○瀬長美佐雄委員 やむを得ず、後に続くのは県民の判断ではありません。皆さんが提案しているので、やむを得なくて賛成なのだということであればそうすべきですし、はっきりさせないと、投票するのは県民です。この「やむを得ない」というのは何なのかと。辺野古の埋め立てに賛成、反対なのかということが問われれば、どちらかと言えば賛成、振興策がもらえるのであれば賛成、いろいろな意味の理由づけはそれぞれの県民がやります。「やむを得ない」という項目の意味することは提案者ですからはっきりさせてください。

○末松文信委員 これは条例の中ではっきりしているではないですか。普天間の代替施設を建設するための埋め立てに対してどうかと聞かれているわけですから、それはやむを得ないと。

○瀬長美佐雄委員 はっきり言いますと、やむを得ないから賛成という設問なのですね。

○末松文信委員 それは投票する人しかわかりません。

○瀬長美佐雄委員 提案している末松委員に聞いているのです。県民でないとわからないではありません。この4項目の選択肢にする理由を聞いているので、「やむを得ない」という言葉が意味することが賛成であれば4択ではなくて4択のうちの2つは賛成という不公平が生じるではないですか。どういうことですか。

○照屋守之委員 先ほどから申し上げておりますように、この問題は20年たっているので「賛成」、「反対」、「やむを得ない」、「どちらとも言えない」、こういう意思決定が県民にはあるのです。これは県民の判断です。さまざまなことがあって、それをこちらで勝手にあなた方はどういう形でやっているのかと。ですから、県民の中にやむを得ないという方々がいらっしゃるということも含めて幾つか選択肢があったほうが良いということなのです。

○瀬長美佐雄委員 提案者に聞いているのです。ですから、やむを得ないという流れの中で言うと賛成なのかと。やむを得ず賛成なのですね。

○金城勉委員 今の委員からの質疑で、「やむを得ない」というのは当然賛成という立場でやむを得ないということなのです。県民の中にはそういう方々の民意もあるわけですから、それがどういう形で反映されるのかを問うているわけです。それははっきりしています。

○瀬長美佐雄委員 やむを得ず賛成だということであれば、「賛成」、「反対」、「やむを得ず賛成」、「どちらとも言えない」と、既に民意が不公平な設問になっているということを指摘します。4択と言いながら2つは賛成だという時点でこの提案は県民的にも納得できないですし、理解されないだろうと思います。

修正案第13条、原案、意見書は第12条ですが、「市町村の事務とすることが出来る」ということを「市町村が処理することとする」と。県の説明では、市町村が県民投票を確実に実施するために必要な意見ですということ答弁され

ました。この県民投票を事務とするもとに戻すといえますか、確実に実施したいということで込められた意見書や修正をまた「事務とすることができる」と提案されている理由はどのようなことでしょうか。

○末松文信委員 これは条例の議案がそうなっています、この件について請求者から意見を伺っておりませんが、これは請求者が強制的にこれを押しつけるということは考えていなかった可能性もあります。しかし今、県が修正をかけて、皆さんが修正をかけているのは、これは義務化されている。そして義務化してもそれは強制はできないと、そういう県の意向ですから、そういったことを踏まえると請求者の案を尊重すべきではないかということでそのままにしてあります。

○瀬長美佐雄委員 しっかりと全ての自治体で県民投票の投開票事務をやる上で、市町村に担ってもらうという趣旨を不明確にすることは、どのようにして県民投票条例請求者が実施してもらいたいということに対して一義務づけせずに単なる事務とするときに、ふぐあいは生じませんか。市町村は条例ができたときにどのようにして担うことになるのでしょうか。

○照屋守之委員 今、質問者が御指摘のように、我々は請求者の趣旨に沿って出したのです。皆さん方が変えたのです。それは請求者がそれぞれ市町村も含めて、県も含めて自主的にやってもらいたいということがありますけれども、強制はできないと。そうすると先ほどありましたように、石垣市議会では既にそういうことが起こっています。石垣市議会議員は反対という意思決定をしています。ですから、そういうことも勘案してみると、それぞれの市町村には強制ではなく理解を求めるといような、やはりこれは請求者の趣旨だろうと思っています。この内容は請求者の趣旨に沿って私どもはそのように入れたと一これは当然のことだと思えます。

○瀬長美佐雄委員 請求者の趣旨というのは2択なのです。その大もとを変えておいて、実際事務をする市町村がしっかりと処理できるようにする項目をまた不明確にするということは一義務は生じるけれども、強制力はないですと何度も聞きました。そのためにこの県民投票がどういうことを意味しているのかと。直接民主主義制の重要性、そして県民的にも意見が割れている辺野古の基地の埋立建設について賛否を明らかにしたいと。それを確実に執行するための意見書ですが、この部分を処理できないようにしたいがためにまたもとに戻

すという提案ですねというのが私の理解です。県民投票条例の意義として請求者の発言でとても心に残っていることは、基地問題の意味がよくわからないと。例えば辺野古の問題においても20年たっていて、そのとき生まれた人が今ようやく二十歳になったと、生まれたときから基地があって、普天間飛行場の爆音にさらされておかしいとも思わなかったけれども県外に出たら静かで、空から物が落ちてくる状況のない中で沖縄の異常さを学んだということになっています。請求者は間接民主主義を直接民主主義は補完するということを行っています。ですから、直接の賛否ではっきりさせた上でそれに間接民主主義あるいは政府、それなりの政治が応えるべきだと。その答えを導き出すために必要な今回の県民投票ですと言っていると思います。玉城知事は相当数の39万票の県民の民意で主な違いは辺野古は絶対つくらせないという圧倒的な支持を得ましたが、しかし政府はそれは民意とは思っていない。ですから、補完するという意味ではっきりさせようではないかという提案で、この重みは賛成か反対かをはっきりさせて結論が出たら間接民主制で選ばれた私たちはそれに応えるということになると思います。そういった意味では4択ではなく2択にするという趣旨はそういうことを求めていると思いますがどうなのでしょう。

○末松文信委員 まさに今、御提案があるように、今みたいな意見を交わしておけばお互い歩み寄る材料はたくさんあるわけです。実際、今皆さんが修正をかけてきた「処理することとする」ということと、請求者が「事務とすることができる」ということ、それはどちらも修正がかけられるわけです。ですから、別に我々が提案したから、皆さんが提案したから、それをそのままやらないといけないということではなくて、お互いが歩み寄ることができるのであれば、そういったことはちゃんとお互いで調整すればいい話ではないですか。もともと中身は請求者が提案してきている条例ですから。私たちはそこは修正をかけていません。

○照屋守之委員 先ほどから4択もそうですが、請求者の趣旨に沿って我々は「することができる」とやりました。ですから最終的には先ほどから言いますように、本来はもっとお互いが歩み寄って、こうしたほうがいい、ああしたほうがいい、4択の問題もこれではまずい、3択にしよう、どちらでもないということでもいいわけですから。先ほど瀬長委員がおっしゃっていたように、20年たってこれはどんどん進んでおります。これは民意と行政手続というものは別の形で工事は今進んでいます。民意は民意としてありますが、そうではなく行政手続で国と県がいろいろやり合って、その手続の中でやっているということ

です。ですから、そこに新たな県民投票という民意を入れようとするわけですから、今行われていることは無視してはできないのではないかとというのが私どもの中にあります。ですから、そこは現実も踏まえた上でタイトルも選択肢もきちんと整理したほうがいい。しかし、それは我々の案ですから一緒になって与野党で一つの案にできればつくっていききたいという、それが私どもの考えです。

○金城勉委員 事務手続の話は特に言及することはありませんが、4択の問題については、我々がそこに導いていこうという話ではなく、そういういろいろな民意というものがあの中で賛成、反対だけの問いかけだけでは県民の民意というものは反映できないという発想からせめて4択は必要だろうということで提案していることです。やむを得ず賛成だからそれを入れたというような我々の提案ではありません。民意が反映しやすいようにより正確に、より多様な民意が反映できるような選択肢を提供することが必要でしょうという思いでやっていることですから、先ほど瀬長委員はあたかも誘導しているような設問の仕方云々という話—私はそのように受けとめました、そうではなく、やはり多様な民意を吸収する、反映させる県民投票条例にしたほうがいいと。私自身は辺野古には反対です。しかし、やむを得ず賛成という方もいるわけです。そして、どちらにも判断できないという方々も多くいらっしゃるわけです。ですから、そういう民意がより正確に反映できるような提案というものがあってもいいのではないかとということで4択にしてありますから、御理解いただきたいと思えます。

○瀬長美佐雄委員 賛成、反対の民意を明確にするという直接民主主義の形をとりたいというのが請求者の思いと。何度も言うようですが、アンケートではありません。多様な民意を問うのではなくて、100年も続くような、国有地になって返すこともできなくなるような、自然も破壊するようなことに対して明確な賛成、反対を問うというところに今回の県民投票条例を実施する意義があると。これは私の見解として述べておきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 先ほども賛成、反対で明確に賛否を問うというのがいわゆる請求者の趣旨ですよね。この前、議論をしたときに、修正とはその趣旨を逸脱

しない範囲での修正ということで、賛成、反対を明確に、的確にしたいというのが請求者の趣旨ですが、ここに4択が入ってきたらこの趣旨を大きくゆがめるもので、これは修正の範囲を逸脱していると思いますが、皆さんはどう思いますか。

○末松文信委員 私は決してそうは思いません。第1条にあります県民の意思を的確に反映させることも趣旨の一つです。それからすると、多様な民意を反映させる4択がいいのではないかということです。

○照屋守之委員 私は逆に、「賛成」、「反対」、「どちらとも言えない」、最低この3つは必要だろうと思っています。ですから先ほどから言いますように、これはいろいろな議論があって、賛成、反対もあります。そして、どちらでもいいよと。これは賛成でもいいし、反対でもいいという民意も多くの中にはあると思っていますから、そこはやはりこの県民投票でしっかり酌み取ると。ですが、3番目の「やむを得ない」はとってもいいので、「賛成」、「反対」、「どちらとも言えない」の3つは……。

○渡久地修委員 とにかく、請求者の言ったことは賛成か反対かを問うもので、これは3択であろうが4択であろうが、請求者の趣旨を逸脱したものだと思っています。それは見解の違いですから、皆さんの意見は十分聞きました。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、末松委員外4人から提出された平成30年第6回議会乙第1号議案の修正案に対する質疑を終結いたします。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

(休憩中に、末松委員、照屋委員及び金城委員が委員席に戻り、親川委員、宮城委員、照屋委員、新垣委員、瀬長委員及び渡久地委員が説明員席に移動した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、親川委員外5人から提出された平成30年第6回議会乙第1号議案の修正案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 先ほど我々は質疑をされて重なる部分も結構ありますが、まずタイトルはいいですね。それぞれ見解が違いますから。目的ですが、辺野古埋め立ての計画をしているということになっておりますが、これは辺野古の今の状況は計画ではなくて、既に動いております。動いているにもかかわらずなぜ計画としているのですか。

○親川敬委員 我々が計画と呼んでいるのは、全体なのです。辺野古埋め立てをして新基地をつくらうとする計画全体の賛否を問うているわけです。現状がどうなのかということについては我々は問うていません。我々が問おうとしているのは、全体計画としてある新基地建設のための埋め立てについて賛否を問うと。私たちはそういう理解をしているので計画と呼んでいます。

○照屋守之委員 請求者が計画というのは理解できますが、今の県議会で計画ということには私はならないと思います。実際、具体的に埋立承認手続も済んで工事が進んで、工事が進んでいるから撤回という県の対応があって、あるいは護岸もつくられて。これは計画というと、何も無いところに計画をされてまだ何もありませんというのが計画ではありませんか。もう既にスタートして動いているのにあえて計画という言葉を入れることは、やはり県民に誤解を与えませんか。

○親川敬委員 この件についても委員会審査の中で請求者からお話があったと思います。確かに現状としては護岸が囲まれているという、全体計画の中では数%の範囲内だと。そういう思いも請求者から述べられました。そこは先ほども言いましたように、辺野古の海を埋め立てて新基地をつくる、そういう全体計画の中の埋め立てに対して賛否を問うと。確かに現状としては一部護岸が囲まれているというところはあるかもしれませんが。そういう計画全体からすれば、まだ入り口だという理解が請求者からもあったように、私たちも同じ考えです。

○照屋守之委員　ですから、まさにこういう部分を修正すべきだと思います。埋め立てが計画され実施されているという事実をしっかりと入れないと、5%であれ、何%であれ、進んでいるわけですから。それと、この埋め立てもそうですが、この埋立工事に伴うキャンプ・シュワブの陸上部は平成16年から施設整備の再編工事が始まってやっております。これは滑走路建設に係る部分の再編工事が進められているということですから、やはりそこは正確に計画が実施されているという表現を入れるべきだと思いますがいかがですか。

○親川敬委員　そこは先ほどから申し上げているように、我々は辺野古に新しい基地をつくらうとしている計画がある、そのための埋め立てに対して賛否を問うという考え方ですから、現状をあえてそこに入れる必要は請求者の趣旨からしてもないと思います。

○照屋守之委員　選択肢の件ですが、私どもはこの4択に入れて「賛成」、「反対」、そして調整して最終的には全会一致でできる分については、「賛成」、「反対」、「どちらとも言えない」という3つの意思決定であれば県民も理解しますし、県民の意思もしっかり正確に把握できるという思いがありますが、「賛成」、「反対」、「どちらとも言えない」の3つに変更できる余地はありませんか。

○親川敬委員　先ほどから議論の中でいろいろな考えの県民がいらっしゃるでしょう。現状はそうかもしれません。しかし、請求者は議論を巻き起こすことによって賛否を問いたいのだと、これが請求者の趣旨なのです。いろいろな意見を聞きたいのではなくて、議論はいろいろな議論をしてほしい、その結果、「賛成」か「反対」か、そこを意思表示してほしいと。請求者の意思はそういうところに重きがあると思います。ですから、議論は大いにやりましょう。その結果、「賛成」か「反対」かどちらかに意思を表示しましょうと。請求者の趣旨としては、議論をしてほしいということも大きな趣旨だという理解からすれば、議論をすることによって2択に決めてほしいと。これが請求者の思いだと思います。

○照屋守之委員　私どもはこの県民投票条例を可決して、41市町村に5億5000万円の予算をかけてそれぞれの市町村議会で意思決定をし、補正予算を可決した後に、それぞれの市町村の選挙管理委員会を中心に投開票事務を行うと

いう手続が必要になるわけですよ。そのときに既に石垣市議会でもあのような意思決定が出ている中で、やはりこれは県民それぞれの意思を41市町村くまなく県民投票に対して理解をいただいて、投開票事務に協力をいただくということになってくると、この選択肢の問題というのは非常に意思決定をしていくときにそれぞれの市町村は重要だと思います。それはそれぞれの市町村の状況、離島もありますし、辺野古に近いところ、あるいは普天間に近いところ、そういうことも含めてそれぞれの県民の思いというのはさまざまだと思います。ですから、我々は既に石垣市議会がそのような意思決定をされていることもありまして非常に懸念していることは、私どもが条例をつくっていざそれぞれの市町村にわたったときに、それが拒否されてそこでの県民投票ができない状況になった場合に、我々は意思決定した者として非常に責任を負わないといけない立場になるのではないかと考えています。その辺はどう考えていますか。

○渡久地修委員 6市が保留していて、反対しているところはないと。そして、県の答弁ではそこは県議会の議論を待ちたいということだったらしいですが、私たちとしては先ほどからずっと言われているように、長い間一私たちから言わせれば何度選挙で民意を示しても、政府はこれは民意ではないと。選挙というのは多様な問題があるからということでやられてきたこともありまして、請求者はきっぱりと的確に賛否を示したいと。今、親川委員からもあったように、議論をしながらも結果的にはこの賛否を明確にしようという趣旨の請求ですので、やはり41市町村一今、石垣市議会の例がありました。が、条例が可決されたら県においてもしっかりと全ての市町村で執行できるように、最大限の努力をして、そして私たちお互いもそれぞれみんなで執行できるように努力することが必要ではないかと考えています。

○照屋守之委員 これは条例をつくった後に努力すると。私が非常に懸念していることは一こだわっておりますが、「賛成」、「反対」の2つの選択肢しかないという部分を41市町村の住民の皆様方にこれでやってくださいということに対して理解を得られるか非常に懸念があります。県はそれぞれの市町村は調査をしましたと。本来、意思決定をするのは市町村議会ですよ。ですから、議会の意思決定というのは、それぞれの議会の立場あるいはそれを構成する議員の皆さん方が判断することになりますが、これをしっかり我々が検討した上で条例の意思決定をしていかないと、後々一つの町でも村でも、あるいは市でも予算が否決される事態になったときの責任は非常に大きいという思いがするのです。せつかくの県民の思い、10万筆近くの署名を集めて県民の意思を明確に

しようとした請求者の皆様方に対してどう我々は責任をとるのかということがあります。ですから、「賛成」、「反対」という2択の選択肢についてはこだわっていますが、どうですか。これはそれぞれの市町村議会も含めて賛同を得られると皆さん方は思っていますか。

○照屋大河委員 今、照屋委員からあるように、本当に大切な重要な問題だと捉えています。地方自治法の直接請求にのっとして請求がなされているわけです。住民自治を徹底する形をつくり上げて請求がなされた。しかも、請求は法定署名数を大きく上回る数で提出されたということを大切に、その重要性を意見書を提出した石垣市議会の皆さんや地域の皆さん、他の自治体の皆さんにも説明を尽くしてこの投票ができるような努力を私たちは重ねていきたいと思っています。

○照屋守之委員 私は自民党で、また議員という立場もあって、県民の関心事といえますか、やはり20年たってこういう形で工事が進んでいて、そして撤回によって工事がとまる。そしてこれからさまざまな手続が進んでいく中での県民投票ですよね。そうしますと、これは県民投票をして問題が解決するのかと住民や地域の方に聞かれます。これは解決するかどうかはわからないけれども、県民の意思を示すためにそういう請求があって、このようにやりますと。5億5000万円かかりますと。この県民投票の結果によってこの問題解決ができる、できないという説明ができないのです。また、この県民投票によって辺野古問題が解決できるものでもありませんし、そこは地域の皆様方と行政、あるいは国と交渉して、これはあなたたちが解決すべきでしょうと。県民投票の意思が出て、これに拘束力があって解決できるのかと言われたときに非常に答えにくいのです。ですから、そういうことについて提案者はどうですか。

○親川敬委員 日ごろから照屋委員は問題解決だといつもおっしゃいます。そこは大事な視点だと私も共感しています。しかし、辺野古に対しては選挙で民意を示してきたと我々は思っていますが、それは沖縄県民一つの声ではないでしょうと。それは先ほどの協議の中でも裁判で我々は示してきたつもりだけれども、裁判では沖縄県の民意の一つとして、一致した意見として辺野古反対という民意が示されたことはないのだと、そういう評価しかないのです。そうであれば、はっきりと賛成か反対かどちらかにして、我々はその意見をもって解決に当たろうではないでしょうか。日ごろから照屋委員がおっしゃっているように、はっきりとした民意は出ました。その民意に基づいて辺野古問題を解決

しようと、そのときは言えると思います。そのときには一緒に知恵をかしていただいで問題解決をしましょう。

○照屋守之委員 これは先ほど委員会の中でも言いましたように、対話で解決してください、お願いしますと。いい、悪いも含めて、県民のさまざまな思いも含めて対話で解決してくださいということにしました。結局、今の手続が進んでいる中において解決するためには、裁判で決着をつけるのか、対話をするのかという2つしかないと思っています。ですから、これは県民投票でなくても、我々は対話で解決するという道をつくらないといけません、この対話がそれを後押しするような県民投票の結果になるのかということも含めて懸念があります。仮に、100万人の有権者のうち投票率が50%となったときに、50%の25万人という方が賛成に投票して、残りの投票もしない方も含めて75%の人が賛成に投票しないということになったときに非常に苦しい立場になるような感じがします。ですから、この投票の総数とか何%ぐらいとかも含めた形で意思決定をしていくものにこれは参考になるようなものが一投票率はどのぐらい考えていますか。

○親川敬委員 今、我々の世界で一番民主的な方法と言われているのは、投票だと思っています。我々の世界で民主主義を担保するものは投票以外にないと思います。そうであれば、投票で賛否を問うと。しかし、数がどれぐらいなのかと言われたら、そこは100%でなければだめなのかと。私は、民主主義はそこまでは求めていないだろうと思います。大多数の意見がどの方向だと示せば本来であれば、政治というのはこういう県民の思いを取り上げて県民の民意に沿った政治が行われるべきだと思っています。数でどうなのか、ラインがどうなのかというところは民主主義は問うていないと思います。投票する行為、投票で物事を決めていくのだと、これが今我々が民主主義の世界で生きている最大の方法だと思っています。

○照屋守之委員 最大の方法かもしれませんが、とにかく直接民主主義ということでこのやり方も含めて、いろいろ検討しながら全会一致でやれるような仕組みをまずつくったほうがいいという意見は今でも変わりません。ですからそこは、二者択一か3択にするかということですが、イギリスでしたか、EUからの離脱とかも含めて国民投票を実施しましたが、混乱しておりますと。これはもとに戻したほうがいいのかという形で国民投票でやったことが逆に大混乱を招いているわけです。ですから、そういうことも含めて考えていく

と直接民主主義の部分と間接の部分の責任分担といいますか、そういうことは非常に大事だろうという思いがします。ですから、何とか一つにまとめることは難しいですか。

○渡久地修委員 先ほども質疑でやりましたが、やはり請求者は的確に賛否を明らかにしてほしいということを地方自治法に基づいて請求していますので、そこに3択、4択になってくると、これはその請求の趣旨を逸脱するものだと思っていますので、やはり請求者の請求どおりの的確に賛否を問うことが望ましいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 この辺野古の埋め立ては、普天間の代替施設としての埋め立てであります。沖縄県民が長い間望んできたものであります。今回、この選択肢の中で仮に埋め立て反対の民意が多く出たときに、これは日米両政府に知事が持っていくわけですね。それをもって沖縄県民は辺野古反対の意思を示したと同時に普天間基地の固定化も容認した、このように判断される可能性があると思いませんか。

○宮城一郎委員 私自身も宜野湾に住んでいまして、いろいろと市民の声を感ずるところがあります。実際に花城委員がおっしゃったような声があることも事実でしょう。しかしながら、これはちょうど宜野湾市長選挙の選挙期間中に新聞に載った記事だったと思いますが、私たち宜野湾市民は、こちらだけ助かってこちらが助からないような選択しか許されないのでしょうかというようなことを問うていたママがいらっしやいました。緑ヶ丘保育園の方の保護者の方でしたが、私はまさに今この中で辺野古移設を反対したら普天間飛行場が固定化されるような選択肢しか与えられていない宜野湾市民ということに非常に物悲しいといいますか、矛盾とも感じていて、普天間飛行場もなくしたい、私の母校であります普天間第二小学校に物が落ちてこない環境を望みますし、また同様に県内のどの学校にも子供たちがしっかりと安全な環境で勉学に励める環境を望んでいますし、それを望む権利はあると思っています。ですから、辺野古移設を否定することがイコール普天間飛行場の固定化というダイレクトな、安直な、単純なイコールにはならないのではないかと考えています。

○花城大輔委員 日米安全保障上で空白地帯を絶対につくらないという前提においてはイコールになります。ただ、その中で先ほど言いました一どのような言い方をしたかわかりませんが、御父兄のようなイメージで聞いていましたが、私たちにはその選択肢しかないのかと言うのであれば、県外移転、国外移転もできないわけです。これは22年間かかって、薄紙を重ねるようにやっと普天間のためにやってきた運動をここでとめるかどうかの話だと思いますが、どうですか。

○宮城一郎委員 今の花城委員の御質疑といいますか、御意見ですが、これは少し県民投票から外れるかもしれませんが、まさにこれまで委員会の中でのやってきた議論の中に安全保障を国民でどうするかという議論だと思います。今、多くの国民一沖縄と鹿児島以北で若干の差はあるかもしれませんが、日米安全保障条約に対しての存在価値あるいは賛成、反対という意見は、鹿児島以北のほうがかなり高くはなっていると思いますが、本土の皆さんの中に、米軍基地は沖縄が引き受けてくれるものだというような暗黙の了解があった上での日米安全保障条約を多くの国民が認めている現状があるのではないかと思います。その場合に、日米安全保障条約の中に我が国のどの場所にも米軍は基地をつくって活動することができるという条項がたしか第5条ぐらいにあったかと思いますが、そのこと自体にもう一度照らし合わせて、本当に国民が安全保障条約にどのぐらいのコミットをしているかということを経験したときに、果たして私たちの国の中でどこにあったらいいのかということを経験した国民で議論するためにも、今回の県民投票が投げかけるものというのは大きいのではないかと思います。

○花城大輔委員 やはり、市町村議員の方からよく聞かれてくるのが、今まで宜野湾市民と名護市民がいろいろな思いでやってきた中で基地が所在しない私たちにまでこういう判断を迫ることは少し酷だということがありましたので、きょうの委員会の中でも空白地帯ができるのではないかという話はさせていただきました。このことを伝えて終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
山川典二委員。

○山川典二委員 41市町村のうち、35は同意、それから6市が保留ですが、この6市の内容を簡単に紹介したいと思います。

これは9月5日付で各市町村に地方自治法第252条の17条の2、第2項の規定に基づく協議についてということでやっておりますが、タイトルは、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例における知事の権限に属する事務の移譲に係る協議についてということで出しております。それで糸満市は、事務移譲に同意することは現段階では判断できない。理由として、県議会での議決状況を確認し判断したい、よって現段階では同意するかどうか判断できない。それから宜野湾市は、市長不在のため回答できないということで、これは9月30日が投票日でしたので、14日付で回答が県に来ております。それから石垣市は、県議会の推移を見守るということで9月11日に回答が県に出されております。うるま市も当該条例の沖縄県議会での議決状況にのっとり判断する旨回答いたしますということで、9月11日に回答が来ております。そして豊見城市は、移譲の同意、不同意は県の条例制定をもって判断するというもので、当時の市長の宜保晴毅市長から9月11日付で来ております。そして少し気になるのが、浦添市の松本哲治市長からの回答が9月11日付で来ておりますが、移譲に同意する、同意しないは、県議会の推移を見た上で決定したいのですが、那覇軍港を浦添移設まで対象とするか等—これが入っています。那覇軍港を浦添移設まで対象とするか等、県議会の推移を見た上で決定したいというコメントが入っているわけです。こういう議論は今我々には全くないわけでございます。やはり当局がもう一度やり直して確認をした上で条例の採決をしたほうがいいのではないかとするのは、このように松本市長独自の回答はそこまで踏み込んだ形であるわけです。つまり、SACO合意に基づいた形で普天間飛行場の名護の辺野古移設がある。そして、那覇軍港の浦添移設まで対象とするか等というこの議論が全くないのですが、こういう回答についてはどのようにお考えですか。

○親川敬委員 さまざまなお考えがあることは理解しますが、今回問われているのは辺野古の埋め立てに対する賛否を問うということが趣旨ですので、違う要素を盛り込むとまさしく違う条例になる、趣旨にたがう条例になるだろうと。私はいろいろな意見があっただろうと思いますが、今回の請求者の趣旨とは大きく外れるものだと考えます。

○山川典二委員 そういう答弁でいいと思いますが、こういう状況の市長、そして市議会もあるわけです。そうすると先ほども言ったように、石垣市議会もああいう意見書を出して、場合によっては今回の条例案に対して賛成しないかもしれません。そういう虫食いが出ないような状況をいかにして県議会として

しっかりと議論をしてつくるかということが重要だということを先ほどからずっと話をしているのです。こういう見解もあるわけですから、これはどうなるかわからないわけです。そして、宜野湾市は市長不在でありましたけれども、松川市長が誕生しました。そういう意味ではまだ回答が出ていないわけです。ですから、その辺をある意味、確認をとった上での採決であったほうがより正確で、県民の一人も取り残さないという玉城新知事のスローガンもあるわけですので、ちゃんとそれにのっとるような形であればいま一度、せめて6市でもしっかりと確認する必要があるのではないかと思います、これはいかがですか。

○親川敬委員 確かに今6市がああ時点ですけれども県議会の議論を見守ると。あるいは議論の対応によるということで回答があったかと思いますが、先ほどから言っているように、辺野古の賛否について今議論が巻き起こっているのだろうと。反対の見方をすれば、石垣市議会であれぐらいの意見書が出るということは、やはり議論が始まっているという証拠のあらわれだとも思います。ですから、1カ月前の各首長の皆さんのコメントが今どうなっているかについては、これは条例が可決された後に沖縄県が条例の執行者として説得に当たると、あるいは説明を十分尽くすと。まだそこは残されていると思います。そういう意味で条例請求者の趣旨にのっとった形での条例制定にしてほしいと思います。

○山川典二委員 条例が可決して後という話ですが、条例が可決する前に本当は確認したほうがしっかりとしたものができると思いますが、そのことを発言して終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、親川委員外5人から提出された平成30年第6回議会乙第1号議案の修正案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、親川委員、宮城委員、照屋委員、新垣委員、瀬長委員及び

渡久地委員が委員席に戻った。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

これより、平成30年第6回議会乙第1号議案の採決に入りますが、その前に、意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

平成30年第6回議会乙第1号議案の採決に先立ち、採決の方法について申し上げます。

本案に対しては、末松委員外4人及び親川委員外5人からそれぞれ修正案が提出されておりますが、表決の便宜上、別個のものとみなし、それぞれの修正案について採決いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、維新の会所属の當間委員が退室した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

これより、平成30年第6回議会乙第1号議案辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例を採決いたします。

まず、本案に対して末松委員外4人から提出された平成30年第6回議会乙第1号議案辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に対する修正案について採決いたします。

本修正案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○仲宗根悟委員長 挙手少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、本案に対して親川委員外5人から提出された平成30年第6回議会乙第

1号議案辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に対する修正案について採決いたします。

本修正案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○仲宗根悟委員長 挙手多数であります。

よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○仲宗根悟委員長 挙手多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、維新の会所属の當間委員が入室した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑については、全て終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件及び陳情43件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案、請願・陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案、請願及び陳情の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟